

CSRレポート2004
Corporate Social Responsibility Report 2004
野村ホールディングス株式会社



目次

| | |
|---------------------|----|
| ごあいさつ | 01 |
| トップインタビュー | 02 |
| 野村証券グループの概要 | 06 |
| 「社会的承認の向上」に向けて | 08 |
| コーポレート・ガバナンス | 10 |
| 野村の事業活動とCSR | 18 |
| 海外拠点における社会貢献活動 | 24 |
| 社会貢献活動 | 26 |
| 経済・証券教育プログラムの提供 | 27 |
| 産学連携・その他の教育支援 | 30 |
| 文化・芸術支援 | 31 |
| 社会福祉活動 | 32 |
| その他の活動 | 33 |
| 個人の権利と企業の雇用環境 | 34 |
| すべての従業員が働きやすい職場のために | 34 |
| 人権への取り組み | 36 |
| 雇用 | 37 |
| 人材育成制度 | 38 |
| 商品及び商品のご提供に関する取り組み | 39 |
| オフィスにおける環境保全活動 | 40 |
| 第三者意見・社外評価 | 42 |
| GRIガイドライン対照表 | 44 |
| 沿革 | 46 |
| CSR担当より | 47 |

編集方針

野村ホールディングス株式会社は、今回初めてCSRレポートを発行します。これまでアニュアルレポートや、社会活動報告、WEBなどを通じて、ステイクホルダーのみならずさまに情報を提供してきましたが、さらにコミュニケーションを充実させ、野村証券グループをご理解いただくことが重要であると考えています。事業活動に関しては、国内外で様々な法律、規制などによる不正防止が図られています。また、2003年には国内子会社を含め、「委員会等設置会社」へ移行、効率的な組織運営による事業力強化とともに、ガバナンスの強化にも取り組んでいます。社内においてそれらの理念を徹底し、広く情報を開示してアカウンタビリティを果たし、ステイクホルダーのみならずさまに評価いただくことが、持続可能な社会の構築に必要であると考えています。報告書作成にあたっては、グローバル・リポーティング・イニシアティブ(GRI)「GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン(2002年版)」を参考にし、透明性、比較容易性にも配慮しています。

報告概要

- 所在地など 野村ホールディングス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目9番1号
〒103-8645 Tel.03-5255-1000(代表)
 - 設立 1925年(大正14年)12月25日
 - 資本金 182,799,788,854円
(2004年3月31日現在)
 - 事業内容 証券業を中核とする投資・金融サービス業
 - 報告期間 2003年4月1日～2004年3月31日
一部期間外の情報を含みます
 - 報告書発行月 2004年7月
 - 次回発行予定 2005年7月
 - 報告組織範囲 野村ホールディングス株式会社及び
野村証券グループ
 - 参考ガイドライン GRI「GRIサステナビリティ・
リポーティング・ガイドライン(2002年版)」
環境省「環境報告書2003年度版」
 - 問い合わせ 野村証券株式会社
野村証券グループ本部 広報部
- URL:<http://www.nomura.com/jp/>

ごあいさつ

野村証券は1925年に設立され、来年創立80周年を迎えます。私たちは社会やお客様の信頼にお応えできるよう変わらぬ努力をしてまいりましたが、この間、マーケットを取り巻く環境は大きく変化してきました。経済面では、市場のグローバル化が進展し、ヒト、モノ、カネの動きは国境、人種、宗教などを越えて行き来しています。産業面においても、革新的な技術の進歩により次々と新しい事業が生まれ、多様なバリューチェーンが構築されてきました。

中でも近年大きな変化が見られるのは、お客様や株主・投資家をはじめとするステイクホルダーの関心が、利益だけではなく企業の社会性にまで及んできたことです。地球環境の悪化が大きな引き金の一つとなり、地球市民として持続可能な社会の構築に取り組むことが、企業にとっても重要な責務であるという考え方が、当然のこととして社会に受け入れられてきています。

人のため、社会のためにこそ事業を行うという精神は、野村証券の創業者である野村徳七翁から連綿と野村の意志として受け継がれ今日に至っています。持続可能な社会システムのためには、それを支える金融システムが必要であり、市場に関わるものとして身を律し貢献するという強い意識が必要です。そして、私たち野村は、企業市民として、また金融界のリーディングカンパニーとして、その責務の一翼を担っていくべきであると考えます。

野村証券グループは商法改正により2003年度に導入された委員会等設置会社の制度を逸速く取り入れ、経営の透明性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの充実に向けて、組織を挙げて取り組んでいます。また、企業市民として、省資源・省エネルギーに努めるなど環境への配慮も重要であり、今後はさらに、環境保全への組織的な取り組みを進展させていきたいと考えています。

社会的な活動としては、主に教育・啓発と文化・芸術への支援を行ってきました。特に、経済・金融に関する知識の普及に向けた教育機会の拡充は、健全な金融システムの構築、経済の発展に必須の取り組みです。また文化・芸術など心身ともに豊かな生活に貢献することも、社会の信頼のもとで事業を営む野村証券グループの重要な取り組みです。

今回、「CSRレポート2004」を発行するにあたり自らの取り組みを再度確認したところ、私たちの取り組みの中には一層の努力が必要な部分がありました。今後も社会からの信頼の向上に向け、改善する努力を継続してまいります。みなさまより忌憚ないご意見・ご指導をいただけますよう、今後まなにとぞ宜しく願いいたします。



野村ホールディングス株式会社
執行役社長 古賀信行

古賀 信行

トップインタビュー

野村証券グループにとってのCSR

「創業の精神」の実践を通し、社会から信頼され、必要とされる企業となること。一人ひとりが常に強い意志を持ち、初心を忘れず取り組み続けることが野村証券グループの社会的な責任です。

—— 今回のレポートの意味、目的は何かでしょうか？

古賀：現在、野村証券グループでは、「グローバルな競争力を備えた日本の金融機関」として確固たる地位を得ることを経営目標に、あらゆる面で新しい取り組みを進めています。委員会等設置会社への移行も、経営の効率化、決定の迅速化や透明性の確保など新しい野村への歩みの一環です。そして、ステイクホルダーのみならずと情報をできる限り共有するために、社内的な取り組みも含めて積極的に公開していく必要があると考えてきました。

その背景には、CSR（企業の社会的責任）という言葉が社会的な注目を集めており、欧米をはじめ日本でも多くの企業がCSRへの取り組みを模索しはじめたという外的な要因もあります。しかし私は、本質的には、明確に意志を持って情報をステイクホルダーのみならずにお伝えすることで、より野村に対する理解を深めていただくことに意義があると考えています。

これまでも野村証券グループのホームページなどを通じて、日本語と英語ともに情報の開示に努めてきましたが、今回CSRレポートを発行することで、さ

らに経済・社会・環境のトリプルボトムラインを踏まえた総括的な情報開示が可能になると考えています。また、金融業に携わるものとして、SRI（社会的責任投資）が拡大している中、それを取り扱う証券会社としての、自らの意志・取り組みを明らかにする責任があると考えています。

—— 野村証券グループにとってCSRとは、どのような意味を持つのでしょうか？

古賀：野村証券グループには「創業の精神」という企業理念があり、その第一に「野村証券の存在意義」として「証券業を通じて社会に貢献する」ことを謳っています。企業にとってのCSRとは、まさに企業活動を通じていかに社会に貢献していくか、という点に凝縮されるのではないのでしょうか。

あらゆる業務において、「その結果が社会にとって有意義である」という確かな意志を持って取り組むことが必要であると思います。ビジネスを進める上では選択と実行が求められますが、「社会に対して有意義か、役立つことか」という基準を絶えず意識することが重要だと思います。そうすることで、法令の遵守を

はじめ、反社会的な行為に手を貸さない、環境に配慮する、あるいは人権を尊重するなどの行動に繋がっていくものと考えます。

しかし一方で、利害関係が複雑になった今日では、その行為の結果が不明確であったり、意図とは違う結果を導いたりする可能性があるのも現実です。企業として明確な意志を持ち、判断のための基準やそれを確認するシステムを用意し、常にそれらを見直して徹底を図ることが重要であり、それがCSRに繋がるものと考えています。現在野村証券グループでは、「Basic & Dynamic (B&D活動)」*や「倫理規程」を徹底することなどを通じて、これらを実践しているところです。

—— 野村証券グループもしくは金融（証券業）は社会でどのような役割を持っているのでしょうか？

古賀：社会が健全に発展していくためには、産業の血液と呼ばれる資金が適切に供給されなければなりません。それは銀行などの金融仲介機関から融資として供給されるだけでなく、銀行や郵貯にとどまっている預貯金が証券投資として市場を通じて供給されることも必要です。

そして、自由な資本市場が大きな役割を果たせば果たすほど、産業構造の歪みは是正され、バランスのとれた金融システムを構築することができます。このように社会全体で考えれば、社会・経済の発展を促す重要な役割を野村は担っていると思います。

—— バランスのとれた金融システム構築のために野村証券グループの果たすべき役割はなんですか？

古賀：野村証券グループが担う役割は、二つあると考えています。一つは、業務の実践により、バランスのとれた金融システムの構築に貢献することです。もう一つは金融システム自体をより社会に理解していただくよう取り組みを進めることです。社会において金融への理解度が高まらないと、バランスのとれた金融システムが機能しないと思います。

野村証券グループでは、証券知識の普及に向け、様々な経済・証券教育プログラムを通じて、次世代を担う若い人々や地域コミュニティにおける「生涯学習の場」に教育機会を提供しています。

また、社会は常に変化しており、私たちの業務も柔軟にかつ先見性を持って



* Basic&Dynamic：経済発展のための資金循環を支える証券業の本質（Basic）に対する誇りと、変化を先取りした新しい価値の創造（Dynamic）に進む力を両輪として、お客様から信頼される金融サービス会社になることを目指して取り組み続けられている活動。

対応しなければなりません。金融は時として、政策の影響を強く受けることもあります。それらも含めて常に情報を的確に分析し、適切な行動を判断しなければなりません。私は、証券業は「変化対応業」であると考えており、そのために組織や人材などを含めて変化への対応力の強化を図っています。

——野村証券グループの経営にあたってのビジョンは？

古賀：現在世界は非常に速いスピードで変化しており、その中で日本は厳しい経済状況を経て大きな変化の真っ只中にいると思います。金融機関の国際的な競争力は母国の国力に大きく左右され、国の強さが金融の世界でも強さになって表れます。日本が強くなる過程で野村も強くなる、また野村が強くなることで日本全体を強くするという好循環を実現し、これを持続させることが重要であると考えています。

——CSRでは「信頼」が重要であるとも言われていますが？

古賀：「信頼」とは、日々の業務に対して

真摯に取り組むこと、そして、その積み重ねの結果、得られるものであると考えます。同時に、今日の延長に明日があるということではなく、常に社会の変化や野村に対する要望に対して、的確に対応していくことが重要であると考えます。一市民として社会の中で当然すべきことを正しくすることが、信頼に繋がるのです。社会貢献とよく言われますが、市民としての責任から当然すべきことをきちんとするという意識こそが重要であると考えています。



——今後の野村のCSRについてお聞かせください。

古賀：私は、CSR、企業の社会的責任は、何か理想的な形が「ある」ものでは

なく、理想に向かって常に何かを「する」ものだと考えています。野村証券グループでも環境に対する施策など、今後組織的に取り組まなければならないものもあります。常に自らの取り組みを省みて改善し、初心に戻って取り組んでいくことこそ野村証券グループのCSRなのではないかと考えています。

私自身が、CSRに関する最高責任者として取り組み、社内外にメッセージを送ることも重要です。野村証券グループでは、2000年より「社会的承認の向上」に向け、社会からより理解され、信頼され、必要とされる存在になることを目指して、B&D活動に取り組んでおります。この活動の精神こそが、野村のCSRを考える上での基軸であると考えます。

今回のレポートについては、京都大学経済研究所所長である佐和隆光教授にご意見をうかがい、正確性、網羅性、信頼性などにも配慮しました。今後もステイクホルダーのみならずと一緒に取り組を進めていかなければならないと考えておりますので、引き続き、貴重なご意見、ご指導を賜りますよう、宜しく願いいたします。



創業者野村徳七翁



明治37年(1904年)頃の野村徳七商店



証券部設立の頃の野村銀行



北浜野村ビル



野村証券創立当時の本店

創業の精神

一 野村証券の存在意義

「証券報国こそは野村証券の職域奉公の実体にして、あくまでもこれを貫徹すべく」
(『投資信託の実証的研究』野村証券調査部編)

二 顧客第一の精神

「自己の利益よりも顧客の利益を先にす」(『大阪野村商報』百号記念)

三 海外への雄飛

「君たちの将来には、世界の飛躍が待っている」(『わが半生涯』奥村綱雄著)

四 調査・分析の重視

「凡ての証券に就いて、その本質に就いての研究を科学的になすべき責任がある」(『薦葛』)

五 先取りの精神

「常に一步前進することを心がけよ。停止は退歩を意味する」(『野村得庵伝』)

六 企業家精神

「企業家は、七割方の科学的確実性を握ったならば、それでもって、あとの三割の不確実を、突飛し飛躍するだけの勇気がなければならぬ」(『財界研究』)

七 人材の登用

「人材を養ふこと、有為の人物を蓄へ、適材を適所に配することは、寧ろ資本力以上の大なる財産であることを強調して参りました」(『薦葛』)

八 チームワークの重視

「各部各係は各々責任を以て事に當り、幹部は身を以て之を率い、店主の統制下に協力一致打って一団と成り」(『薦葛』)

九 業務推進の心構え

「敢然として我等は我等の信ずる道に向かって鋭意奮進すべきである」(『薦葛』)

十 サービスの心構え

「単に取引を行へば任務終れりとする如き器械的労務を為すのみならば、必ずしも各位の力を待たずして可なり」(『薦葛』)

『薦葛』(つたかつら)：徳七翁の自叙伝で、社内雑誌「倭」に連載された。
『野村得庵伝』：徳七翁、逝去後、その伝記を後世に遺す志で、1951年に発行。



日本橋本社



大手町本社



ロンドン拠点



ニューヨーク拠点



香港拠点

野村証券グループの概要

グローバルなマーケットにおいて、日本の金融サービス会社として
バランスの取れた金融システムの構築を目指して活動しています。

野村証券グループは、持株会社である野村ホールディングス株式会社とその傘下にある国内外の子会社で構成される金融サービス・グループです。野村証券グループは統一された戦略のもとに一体的な業務運営を行い、お客様に付加価値の高い金融サービスを提供し、その対価として得られる持続的な収益をもって、株主価値の持続的向上に努めています。

野村証券グループ

野村証券グループは、野村証券株式会社をはじめとする国内子会社、ならびに28カ国におよぶ海外ネットワークを一体として、国内個人投資家への資産管理業、株式や債券のセールス・トレーディング業務、国内外の政府・企業などの発行する株式や債券などの引受業務、M&A/財務アドバイザー業務、マーチャント・バンキング業務、投資信託・年金資産などの運用を行う資産運用業務などを通じて、競争力のある商品、付加価値の高い金融サービス、様々なアドバイスを提供しています。

野村証券グループ

| | | |
|------------------|--|--|
| 野村ホールディングス株式会社 | 国内子会社 | 野村證券(株) 野村アセットマネジメント(株) |
| | 国内子会社 その他 | 野村信託銀行(株) 野村/バフコックアンドブラウン(株) 野村キャピタル・インベストメント(株) 野村インベスター・リレーションズ(株) 野村プリンシパル・ファイナンス(株) 野村年金サポート&サービス(株) 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー(株) 野村リサーチ・アンド・アドバイザー(株) 野村ビジネスサービス(株) 野村サテライト(株) (株)野村資本市場研究所 |
| | 海外子会社 | <ul style="list-style-type: none"> ●NOMURA HOLDING AMERICA INC. NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, INC. NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. NOMURA ASSET CAPITAL CORPORATION THE CAPITAL COMPANY OF AMERICA, LLC NOMURA DERIVATIVE PRODUCTS, INC. NOMURA GLOBAL FINANCIAL PRODUCTS INC. NOMURA SECURITIES (BERMUDA) LTD 他 ●NOMURA EUROPE HOLDINGS PLC NOMURA INTERNATIONAL PLC NOMURA BANK INTERNATIONAL PLC BANQUE NOMURA FRANCE NOMURA BANK (LUXEMBOURG) S.A. NOMURA BANK (DEUTSCHLAND) GmbH NOMURA BANK (SWITZERLAND) LTD. NOMURA ITALIA SIM p.A. 他 ●NOMURA ASIA HOLDING N. V. NOMURA INVESTMENT BANKING (MIDDLE EAST) E.C. NOMURA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITED NOMURA SINGAPORE LIMITED NOMURA ADVISORY SERVICES (MALAYSIA) SDN. BHD. NOMURA AUSTRALIA LIMITED 他 |
| 海外子会社 その他の子会社 | NOMURA FUNDING FACILITY CORPORATION LIMITED NOMURA GLOBAL FUNDING PLC NOMURA EUROPE FINANCE N.V. NOMURA PRINCIPAL INVESTMENT PLC P.T. NOMURA INDONESIA 他 | |

野村証券グループのビジネス・ライン

(1) 国内営業部門

(2) グローバル・ホールセール部門

- グローバル・マーケット
 - フィクスト・インカム
 - エクイティ
- インベストメント・バンキング
- マーチャント・バンキング

(3) アセット・マネジメント部門

野村証券グループのグローバル展開



野村証券グループの地域マネジメント

野村証券グループは、日本国内はもちろん、ノムラ・ホールディング・アメリカINC.、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC、ノムラ・アジア・ホールディングN.V.などを通じ、世界の主要なマーケットで事業を行っています。

野村証券グループの ビジネス・ポートフォリオ

野村証券グループのビジネス・ポートフォリオは、3つの部門から構成されています。

国内営業部門：

国内129の本支店を基盤に、お客様の投資資金の性格、リスク許容度、ライフスタイルをくみ取り、マーケット環境、経済情勢をしっかりと捉えた上で、お客様のニーズにあった商品、ポートフォリオを提案し、長期にわたってお客様の資産形成のアドバイスをする資産管理型営業を展開しています。

グローバル・ホールセール部門：

世界28カ国に展開するネットワークを通じて、資本市場を通じた幅広い金融ソリューションの提供を行っています。グローバル・マーケット、インベストメント・バンキング(投資銀行業務)及びマーチャント・バンキング(自己投資業務)の3つのビジネスラインで構成されます。グローバル・マーケットの傘下にはフィクスト・インカム(債券等業務)及びエクイティ(株式等業務)を配置しています。

アセット・マネジメント部門：

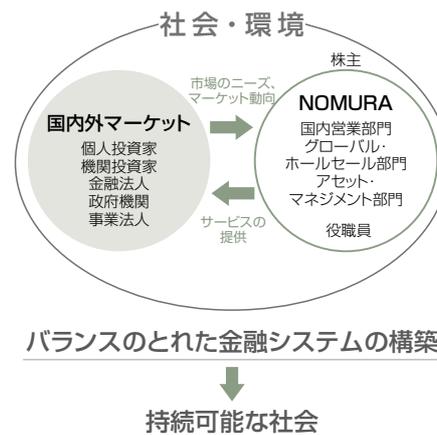
アセット・マネジメント部門は、グローバルなリサーチ力と最先端の金融テクノロジーを駆使した運用・商品開発力をもとに、多様な投資信託商品を提供するとともに、年金基金などのお客様に対する投資顧問業務を展開しています。また、確定拠出年金分野においては、制度導入支援から商品提供に至る一貫したサービスの提供を行っています。

ステイクホルダー

野村証券グループのステイクホルダーは、社会活動をともにするすべての個人と法人です。直接的には、株主や役員、お客様をはじめとするマーケットを通じて金融証券市場に関わる方々です。さらに、現在の社会生活は、グローバルなレベルでマーケットの動向と影響をおよぼし合うことから、社会活動をともにするすべての方々が野村証券グループとして配慮しなければならないステイクホルダーであると考えます。

また、社会の営みを支える地球環境も野村証券グループが考慮すべき重要な対象です。持続可能な発展を可能とするこれらすべてのパートナーに対し、野村証券グループは、マーケットを通じて、また一企業市民として大きな責任を自覚し、事業活動を進めていきます。

野村証券グループとステイクホルダー



「社会的承認の向上」に向けて

野村証券グループは、創業以来、常に社会の発展に貢献することを心がけてきました。「創業の精神」の実践こそ野村証券グループの果たす企業の社会的責任(CSR)であると考えています。

野村証券株式会社は、1925年に創業しました。創業者野村徳七翁は、「証券報国こそは野村証券の職域奉公の実体にして、あくまでもこれを貫徹すべく」と説き、証券業を遂行することで、社会の発展に貢献できると信じていました。その信念は、現在まで野村証券グループの経営理念として連綿と受け継がれてきています。

そして、21世紀を見据え、社会、とりわけ金融業界が大きく変貌していく中で、まさに野村証券グループが真に豊かな社会の創造に向け貢献できる時代が到来したと考え、2000年から「Basic & Dynamic (B&D活動)」に取り組んでまいりました。

B&D活動の目的

B&D活動は、野村証券グループ及び広く証券市場の「社会的承認の向上」を目指したプロジェクトです。野村証券グループを含めた証券業全体が、社会の幅広い層から、より理解され、信頼され、必要とされる存在となるために、野村証券グループの全役職員が基本スタンスを共有し、それを業務の中で積極的に活かすことを目的としています。

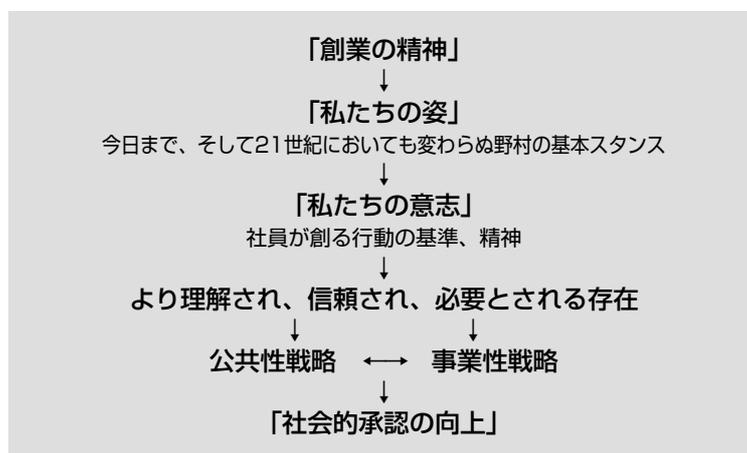
その結果として、野村証券グループは社会からより理解、信頼され、市場での競争を優位に展開できると考えています。

B&D活動の理念・基軸

B&D活動を推進するにあたって、まず第一に創業者野村徳七翁の理念を改めて見つめ直し、「創業の精神」としてまとめ経営の原点としました。そして、創業の精神を踏まえ、「今日まで、そして21世紀も変わらぬ野村の基本スタンス」を「私たちの姿」として取りまとめ、さらに「私たちの姿」をより確かなものにするために、自らの意志に基づく日々の行動の基準や精神が大切であると考え、「私たちの意志」を決定しました。これらの基準や精神を全役職員が共有し、その上で「社会的承認の向上」のために必要な行動、活動を具体的に洗い出しました。

Basic&Dynamic :

経済発展のための資金循環を支える証券業の本質 (Basic) に対する誇りと、変化を先取りした新しい価値の創造 (Dynamic) に進む力を両輪として、お客様から信頼される金融サービス会社になることを目指して取り組み続けられている活動。



B&D活動の戦略

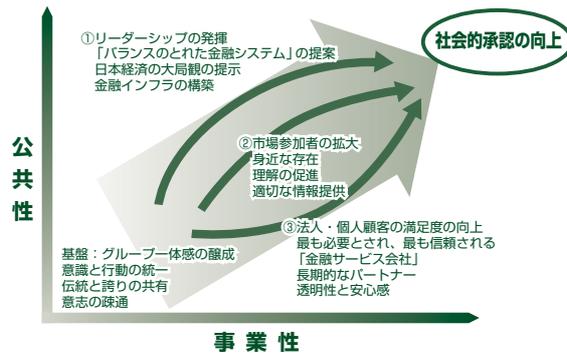
B&D活動の具体的な戦略は、「公共性戦略」と「事業性戦略」から成り立っており、この2つの戦略は、相互関係を有すると考えています。相互関係とは「公共性を追求することによって競争優位が図れ、競争優位になることによって、社会により寄与することができる」という考え方です。従って、公共性戦略とは、「社会に寄与することによって、事業へのリターンも視野におく戦略」であると定義し、B&D活動はこれに重点を置いています。

常に変革し、継続する取り組み

B&D活動を開始して、約4年が経過しました。B&D活動を通じて、内部の改革では、「社内コミュニケーション活性化」による価値観の共有化が進展し、また外部に向かっては、資本市場、証券市場の健全な発展に向けた取り組みが拡大しました。全国110を超える大学に提供している証券教育講座は、その一例であり、野村証券グループの「社会的承認の向上」に向けた公共性戦略を具現化するものです。野村証券グループは、「グローバルベースで競争力のある金融機関」として最も必要とされ、最も信頼される金融サービス会社でありたいと考えます。

21世紀、野村証券グループは、日本経済の発展を支え、真に豊かな社会の創造に貢献する金融サービス会社として、その役割を積極的に果たしていきたいと考えています。

社会的承認向上を実現する基盤と3つの道筋 (B&Dマップ)



「私たちの姿」

経済は、日々の生活を支える基本であり、静止することなく変化する活動です。そして、その変化は自然に訪れるのではなく、多くの人々の意志によってもたらされます。

私たちは考えます。変化とは新たな成長の機会であり、社会をより良く発展させるためには、常に変わり続けることが大切であると。私たちはこうした変化に積極的に対応し、社会と企業のダイナミックな成長を支援する原動力になることを目指しています。そのためには、これから訪れる社会の姿を、豊富な情報と洞察力をもとに正しく理解し、建設的な提案をしていかなければなりません。さらに、私たち自身が積極的な考え方や強い意志を持つことが必要です。経済の課題に自発的に取り組む姿勢、競争の中にも発展のためには協力を惜しまない精神、金融を通して豊かな社会の創造に貢献するという信念。創業者野村徳七翁は、自伝に次のように著わしました。「敢然として我等は我等の信する道に向かって鋭意奮進すべきである」若き30歳の時の考えです。

経済発展のためには基盤づくりが必要です。証券市場や金融知識の理解を広めること、資産運用手段の多様化を進め、バランスのとれた金融システムを構築すること。この時大切なことは、金融と社会との関係を理解し、金融が果たす役割を常に考えることです。金融は人々にどのような影響を与えるのか、豊かな社会はどのように獲得できるのか、私たちは考え、その方法を提言しなければならないと考えています。金融は社会を支えています。しかし、金融の方だけによって豊かな社会が形作られるわけではありません。豊かな社会を創造するためには、経済だけでなく社会を見つめる豊かな精神が必要です。

野村証券グループは、私たちと次の世代が素晴らしい方向に歩むための力でありたいと願っています。野村証券グループは、適切な資金循環を促すという証券業の本質に立脚し<BASIC>、常に新しい価値を創造する原動力<DYNAMIC>として、最も必要とされ、最も信頼される金融サービス会社でありたいと考えています。そして、こうした金融サービス会社になるためには、私たちの価値を高めることと、私たち自身の意志が何よりも大切です。21世紀、野村証券グループは日本経済の発展を支える金融サービス会社として、その役割を積極的に果たしてまいります。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスは企業価値の維持・向上のための重要な課題です。2003年には、国内子会社を含め「委員会等設置会社」に移行、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化を図っています。

コーポレート・ガバナンスは、企業が社会におけるその存在意義・存在目的を明確にし、あらゆるステイクホルダーに対し責任を果たすための施策であると考えます。

アカウンタビリティ、透明性を確保した情報開示、有効なチェック機能、一人ひとりの意識などについて組織的、統合的に強化していく責任があります。改正された商法で認められた委員会等設置会社の体制への移行もその意識のもとに行ったものであり、全社を挙げて強化・推進しています。

野村証券グループのガバナンス体制

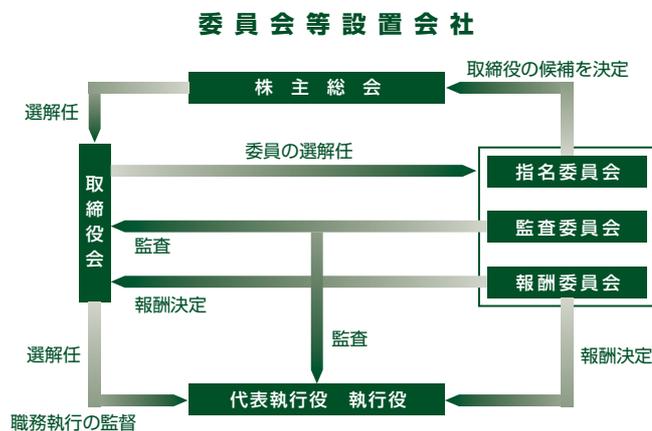
委員会等設置会社への移行前

野村証券グループは、中長期的な企業価値の向上を意識した経営を行う上で、コーポレート・ガバナンスの強化の必要性を意識し、これまで以下のような対応を図ってきました。

- ① 社外取締役の設置
- ② 社外取締役も参加する経営管理委員会の設置
- ③ 過半数が社外取締役からなる報酬委員会の設置
- ④ アドバイザリー・ボードの設置
- ⑤ 役員退職慰労金の廃止
- ⑥ 役職員へのストック・オプションの付与

委員会等設置会社への移行後

さらなるコーポレート・ガバナンス強化のために、2003年4月1日より施行された改正商法に基づく「委員会等設置会社」への移行を、国内子会社を含めて、2003年6月に実施いたしました。委員会等設置会社では、「執行と監督の分離」「業務執行権限の委譲」「経営の透明性の向上」などが目的とされています。社内体制については、内部統制システムの整備を図り、ステイクホルダーのみなさまの信頼に応え、業務においては一層のスピード感あるグループ運営を可能にし、強固な経営基盤の構築を目指します。



経営機構

取締役会

取締役会は、11人の取締役からなり、そのうち4名(36%)が社外取締役*となっています。また、執行役を兼務しない取締役は7名(64%)となっています。

指名委員会

指名委員会は取締役3名からなり、取締役の選任・解任議案内容の決定を行います。3名中2名を社外取締役としています。

監査委員会

監査委員会は取締役3名からなり、取締役・執行役の職務執行監査等を行います。3名中2名を社外取締役としています。

報酬委員会

報酬委員会は取締役3名からなり、取締役・執行役の個人別の報酬内容等を決定します。3名中2名を社外取締役としています。

業務執行にかかる重要事項は、執行役の会議体である執行役会、経営会議を設置し、業務運営の円滑化を図っています。

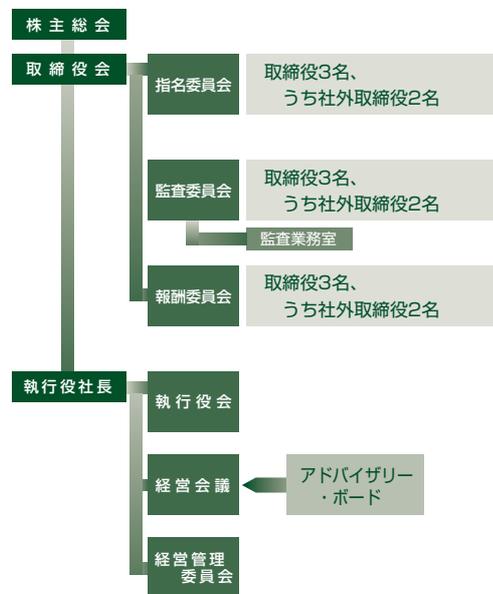
執行役会

31名の執行役からなり、グループの事業計画・予算の審議・決定を行います。

経営会議

10名の執行役からなり、経営に係る重要事項の審議・決定を行います。さらに経営会議の諮問機関として、社外の有識者によって構成されるアドバイザー・ボードを設置、グローバルな視野に基づく社外の方々の助言・提言を当社の事業展開全般に活かすとともに、経営の透明性を高めていきたいと考えています。

野村ホールディングスの経営機構



*社外取締役とは：その会社の業務を執行しない取締役であって、過去にその会社・子会社の業務執行取締役、執行役支配人その他の使用人になったことがなく、現在も子会社の業務執行取締役や執行役、その会社・子会社の支配人その他の使用人ではない取締役をいいます(商法188条2項7号の2)。

内部統制のチェックシステム

経営監視機能の核となるのは監査委員会ですが、その構成は非常勤の社外取締役が過半数を占め、社外取締役が委員長を務めています。さらに監査の実効性をより高めるため、以下の措置を講じています。

1. 野村ホールディングスの取締役会に業務及び社内事情に精通した非執行の常勤取締役(監査特命取締役)を2名配置することにより、従来の監査役制度のメリットを残す形で、監査委員会による監査を補完しています。監査特命取締役の役割は、重要な委員会等への陪席その他日常の実査・往査を含めた経営監視です。(なお、監査特命取締役の制度は子会社の野村証券でも採用しています。)
2. 野村証券グループにおける業務ラインとは独立した「インターナル・オーディット部門」を設け、同部門が野村ホールディングス及び子会社における内部監査実施を統括しています。同部門はその業務遂行について経営管理委員会の指揮に従っていますが、監査委員及び監査特命取締役も同委員会のメンバーとなっています。また、内部監査の結果については、執行ラインのみならず、監査委員会及び監査特命取締役に対しても報告しています。
3. 監査委員会を補佐する組織としては、「監査業務室」を設置しています。監査業務室は、監査委員会の運営サポート及び監査委員ならびに監査特命取締役の監査業務の補佐を行っています。

情報開示

様々なステイクホルダーのみなさまと情報を共有することは、ガバナンスの基本であり、またガバナンスの改善のための必須の条件であると考えています。野村では、「情報開示に関するグローバル指針」を制定し、「情報開示委員会」を設け、公正で、積極的な情報開示を行っています。

情報開示に関するグローバル指針

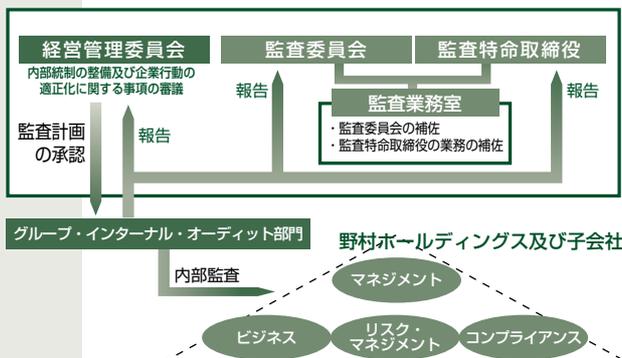
(1) 野村証券グループ各社に関する非公開情報を保護するとともに、外部への適時・適切な開示を促進すること、及び(2) 米国のレギュレーションFD(Fair Disclosure)の趣旨に従い、投資家に当社に関する情報について公平にアクセスする機会を提供することを目的としています。指針の主な内容は以下の通りです。

- ・ 情報開示委員会の設置
- ・ 重要情報の優先的開示の禁止
- ・ 重要情報の情報開示委員会への集約
- ・ 情報開示窓口の一本化
- ・ 情報開示委員会による法定開示書類の作成

情報開示委員会

野村ホールディングスのグローバル広報担当執行役を委員長として、情報開示委員会を設置しています。同委員会は、情報開示に関する各種ガイドラインの作成や重要情報の開示に関する対応の決定など情報開示の統制を図ることと法定開示書類の作成を主な役割としています。

内部統制のチェックシステム



コンプライアンス体制

野村証券グループのコンプライアンス体制は、業務管理者の設置、コンプライアンス・ホットラインの設置等、グループ各社で統一・共通化すべく整備しています。

また、グループ会社の運営指針である「野村証券グループ組織運営規程」に基づき、原則としてグループ各社がそれぞれの業務特性に応じて、定められた業法等の諸規則を遵守し、また各社で定めた社内ルールに則って適切に管理する体制としています。そのうえで、野村証券の業務管理部が中心となって、定期的に各社のコンプライアンス担当者の連絡会を実施すること等を通じて、各社の連携を高めていくことにより効率的な管理体制を構築しています。

業務管理者の設置

野村証券グループ各社に、「遵法精神を啓発し、以って法令諸規則等を遵守した業務運営を推進する」ことを責務とした「業務管理者」を任命しています。

業務管理者は、各社の体制にあわせ、各部室ごとに任命する会社と、本部ごとあるいは全社で1名から数名を任命する会社があります。業務管理者は、法令諸規則のみならず、企業倫理の側面から社会的妥当性といった点に照らした管理が求められています。

また、1年に1度、グループ各社の業務管理者を一堂に会して、研修を実施しており、業務管理者としての職責を伝えるとともに、グループとして統一的な諸規則・コンプライアンス・ポリシーの周知・徹底を図っています。

コンプライアンス・ホットラインの設置

野村証券グループでは、万一、役職員が、社内において法令違反の疑いのある行為等に気づいた場合に、当該情報を各社の枠を超えて、直接に野村ホールディングスの経営レベルに提供し得る手段として、「コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

情報を野村ホールディングスの経営レベルに提供しても解決が期待できないと想定される場合には、社外取締役に直接情報提供できるようになっています。

なお、コンプライアンス・ホットラインへの情報提供者は、情報提供により不利益を受けないことが確保され、その旨が周知されています。

野村証券のコンプライアンス体制

野村証券では、コンプライアンスの具体的実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに沿って体制を構築しています。

(1) 内部管理委員会

内部管理体制の整備及び内部管理上の重要事案等に係る審議を行うことを目的とした「内部管理委員会」を設置しています。

(2) 部店における管理

日本証券業協会の規則に基づいて、営業部門に「内部管理責任者」を配置し、また、全部店を対象として「業務管理者」を配置し、各部店の管理にあたっています。

(3) コンプライアンス・ホットライン

野村ホールディングスに設置されたものとは別に、野村証券において「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、経営レベル及び社外弁護士に情報提供できるようにしています。

(4) コンプライアンス教育

全営業社員に対して、一律にコンプライアンスに係る研修を実施するほか、社員の職責に応じた研修も実施する体制を構築しています。また、営業部店においては、毎月コンプライアンスに関する勉強会を実施しています。

危機管理体制

野村証券グループでは、これまでも各部署を中心に情報管理や災害対策などの整備をしてきましたが、アメリカの同時多発テロ以降想定される危機全般への対策を再構築してきました。

2001年10月、野村証券に危機管理委員会を設置し、災害時の情報システムや役員などの安否確認システムの整備を行っています。

また、情報セキュリティに関しても情報セキュリティ委員会が中心となり、システム整備、社内啓発・教育を行っています。

危機管理

危機管理については、人的損失、財産損失、事業への影響、賠償責任に関わるもの、企業ブランドに関わるものなど、事業活動及び一般社会への影響が予測されるものすべてが対象となります。中でも重大な支障が生じる可能性の高いものについては危機管理規程を制定し、危機管理委員会を設け対応を図っています。情報の提供、事業活動の継続、家族を含めた役職員の安否確認、地域との連携などについて、システムの構築や教育・訓練を行っています。

危機管理委員会

危機管理委員会は、内部管理統括責任者が委員長となり、平時においては、危機管理に関する対策、危機管理システムの構築などを行います。危機発生時には、対策本部の中心となって対処する役割を担っています。



4大対策

1.自然災害及び火災

自然災害の発生は、予想することのできないものです。そのため、災害発生時における人員の安否、お客様への情報・サービスの提供や地域との連携などについて関係機関と協力し対策を図っています。

2.会社及び役職員に対する重要犯罪

グローバルに事業を展開する野村証券グループにとって、国内外において直接・間接的にテロや犯罪などに巻き込まれる可能性は決してないとは言いきれません。情報の収集、提供をはじめ、注意事項などを啓発するとともに、安否確認などの対策を講じています。

3.システム・ダウン

野村証券グループの業務において、ITはその根幹を担っています。業務システムの内部的な要因によるシステムダウンや外部からの侵入への対応は、大変重要な課題です。セキュリティの確保やサブシステム、バックアップシステムなどの構築を図り、システムに関する支障に対し、万全の対策を図っています。

4.感染症

SARSなどの伝染性の強い感染症は、業務に重大な影響をおよぼす可能性があるだけでなく、社会に対する影響も大変大きなものがあります。情報提供や予防対策の教育・啓発を通じ予防に努め、感染を防ぐことは野村証券グループにとって社会的な義務であると考えています。

危機管理委員会(CMC)イントラネット



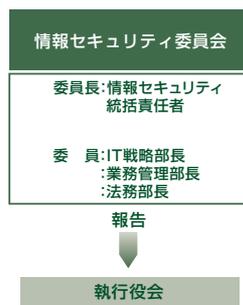
情報セキュリティ

野村証券グループの事業活動にとって、顧客情報を含め、社内外の情報は極めて重要な資産であり、厳格な管理体制を構築することが必要です。

グループ各社の連絡に使用している電子メール等は、ファイヤーウォールを設けセキュリティ体制が整備されています。また情報管理体制についてのポリシー等、社員への教育等を含め、野村証券グループのセキュリティ体制を整備し、特に個人情報情報の保護には万全をつくしています。

基づき、セキュリティ体制の一層の強化に努めます。

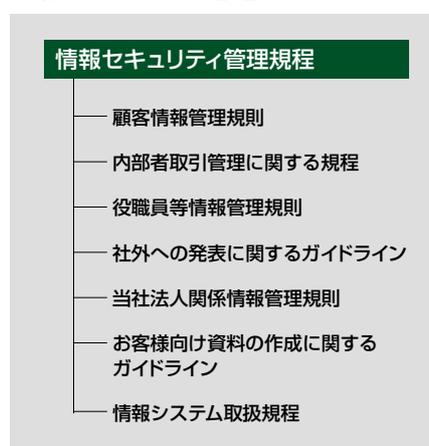
情報セキュリティ体制



情報セキュリティ管理規程

情報資産及び情報セキュリティに関する基本原則(ポリシー)として「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティの適切な確保を図っています。また、情報セキュリティ規程の下部規程として、情報資産ごとにその取扱方法(情報セキュリティスタンダード)を定め、それぞれの情報資産の機密性、完全性、可用性の確保を図っています。個人情報をはじめ、お客様に提供する情報の取扱いについても、ルールを明文化しています。また、これら諸規程については、社内イントラネット上に公開し、社内への徹底に努めています。

情報セキュリティ管理体系



情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ確保に関する重要事項を審議し、執行役の中から執行役社長に選任された情報セキュリティ統括責任者の業務を補佐する機関として、2000年以降情報セキュリティ委員会を設置しています。委員会は原則毎月開催し、その審議内容や情報セキュリティに係る重要事項については、少なくとも四半期に1度執行役会への報告が行われています。また、現状の情報セキュリティ体制、及び諸施策の有効性を確認するため、外部監査機関にもレビューを委託し、その助言に

倫理規程の制定

2004年3月、コーポレート・ガバナンスに関する事項や、企業の社会的責任に関する事項について野村証券グループの役職員一人ひとりが遵守すべきものとして、野村ホールディングスの取締役会は、創業の精神なども踏まえて、「野村証券グループ倫理規程」をまとめ直しました。

1. 社会的使命

野村証券グループは、金融資本市場において適切な資金循環を促すという証券業の本質に立脚することにより、真に豊かな社会の創造に貢献する。

2. 顧客の利益の重視

野村証券グループの役職員等は、顧客の最善の利益を考慮して行動するものとする。

3. 法令遵守

野村証券グループの役職員等は、その不正行為により、野村証券グループに対する信頼が著しく損なわれる虞があり、そして、それを回復するのがどれほど困難か認識する必要がある。したがって、野村証券グループの役職員等は、インサイダー取引、マネーロンダリング、贈賄に関する法令を含む、すべての適用ある法令諸規則及びその趣旨を正しく理解し、これを遵守しなければならない。

4. 私利追求の禁止

野村証券グループの役職員等は、機会あるときは常に、野村証券グループの利益のために行動する必要がある。そして、野村証券グループの役職員等は、会社の施設、情報又は会社における地位を自己のために利用してはならない。

5. 利益相反の防止

野村証券グループの役職員等は、野村証券グループとの利益相反を生じさせ、あるいはそう見られるような行動をしてはならない。野村証券グループの役職員等及びその親族は、その野村証券グループにおける地位を利用して、融資や債務の保証等、野村証券グループから不正な個人的な利益を得てはならない。

6. 守秘義務

野村証券グループの役職員等は、開示が認められる又は法的に義務付けられる場合を除き、顧客情報を含む職務上知り得た情報その他野村証券グループに関する情報を機密として保護しなければならない。

7. 公正取引

a.野村証券グループの役職員等は、その事業を行う法域における公正な取引慣行を尊重し、野村証券グループの顧客、取引業者、競争相手及び役職員等のすべてに対し公正に接することを心がけなければならない。そして、野村証券グループの役職員等は、情報の捏造、隠匿、機密情報の濫用、重要事実の不実表示その他の不公正な行為によって、他者に不利益を与えてはならない。

b.野村証券グループは、反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わないものとする。

c.野村証券グループの役職員等は、民間団体の役職員等との間における贈答又は接待については、野村証券グループ各社のガイドラインに従ってこれを行うものとする。また、野村証券グループの役職員等は、野村証券グループ各社において所定の承認を受けた場合等を除き、公務員に対し、贈答又は接待を行ってはならない。

8. 会社資産の保護と適切な利用

野村証券グループの資産は適法な目的にのみ利用されなければならない。そして、野村証券グループの役職員等は、野村証券グループの資産を保護し、これを有効に利用しなければならない。

9. 記録保存

野村証券グループの役職員等は、適用ある法令及び当社又は野村証券グループ各社の社内規則に基づき、野村証券グループの業務及び財務に関する書類を正しく作成し、所定の期間保存しなければならない。また、訴訟や当局の検査に関連して、虚偽の書類作成や意図的な関係書類の隠匿又は破棄は厳に行ってはならない。

10. 環境問題への取り組み

野村証券グループは、環境保護に対する責任を常に意識し、環境問題に積極的に取り組むものとする。

11. 社会貢献活動

野村証券グループは、企業市民の一員として、社会の様々な活動に積極的かつ持続的に参加し、貢献していくものとする。

12. 人権の尊重

a. 差別の禁止

野村証券グループは、人権を尊重し、国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、障害の有無等を理由とする差別やハラスメント(いやがらせ)を一切行わないものとする。

b. 平等な雇用機会と働きやすい職場環境

野村証券グループは、平等な雇用機会を確保し、野村証券グループの役職員等に対して健全で働きやすい職場環境を維持するものとする。

13. 国際社会との調和

野村証券グループの役職員等は、事業を行うすべての国における文化と慣習を尊重するとともに、各国の社会及び経済との調和・融和に配慮して行動しなければならない。

14. 対外発表

野村証券グループの役職員等は、野村証券グループのビジネスに関連して出版、講演及び取材対応等により、対外発表を行う場合には、野村証券グループ各社が定めるガイドラインに従うものとする。

15. 個人投資

野村証券グループの役職員等が、個人で証券取引を行う場合(当社株式を含む)は、当社又は野村証券グループ各社が定めるガイドライン及び適用ある証券取引法令に基づく手続きをとらなければならない。

16. 違法又は反倫理的な行為の報告

a. 野村証券グループの役職員等は、会計及び会計監査に関する事項を含む違法又は反倫理的と思われる行為を発見したときは、野村証券グループ各社が定めるガイドラインで明示された適切な者に迅速に報告しなければならない。

b. 野村証券グループの役職員等のうち、上記の報告窓口となっている者は、そうした行為の有無及びその内容を調査し、必要な場合は、その是正及び再発を防止するための適切な措置をとらなければならない。

17. 不利益取扱いの禁止

野村証券グループの役職員等は、違法又は反倫理的な行為を不正な目的なく報告した個人に対し、そのことを理由としていかなる不利益となる取扱いをしてはならない。

18. 財務関係役職員等の倫理規程

a. 上記に加え、すべての財務関係役職員等は以下を遵守しなければならない。

- (1) 個人と専門的職業の関係における実際の又は明らかな利益相反に対する倫理的な対処を含む、誠実で倫理的な行為を促進すること。
- (2) 当社及び野村証券グループ各社が規制当局に届出又は提出する報告書及び書類、そしてその他の公的な発表において、完全、公正、正確、適時そしてわかりやすい開示を行うこと。
- (3) 適用されるすべての会計原則、法律及び規則を遵守すること。
- (4) 本条違反を発見した場合、当社又は野村証券グループ各社で定めるガイドラインで明示された適切な者に迅速に報告すること。
- (5) 本条の遵守を確保すること。

b. 財務関係役職員等は、野村証券グループ各社の財務諸表の監査に従事する監査法人に対し、直接又は間接に、当該財務諸表を重要な点で誤解を生じさせる目的で、欺罔、脅迫、操作又は誤導する行為を行ってはならない。

c. 「財務関係役職員等」とは、当社のCEO、CFO及び情報開示委員会の委員長並びに野村証券グループの各ビジネスラインヘッド及び地域マネジメント、並びに野村証券グループ各社の財務、主計、税務、資金、リスクマネジメント及びIR部門のすべての職員をいう。

19. 本規程の改廃

当社は、適用ある法令に従い、本規程の改廃について開示を行うものとする。したがって、野村証券グループの役職員等は、本規程の改廃が必要とされる事態を認識した場合は、当社が適時に対応できるよう、各社の担当役員に速やかに連絡しなければならない。

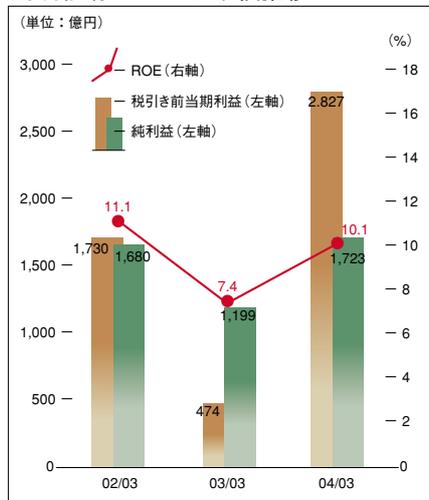
2004年3月5日制定

野村の事業活動とCSR

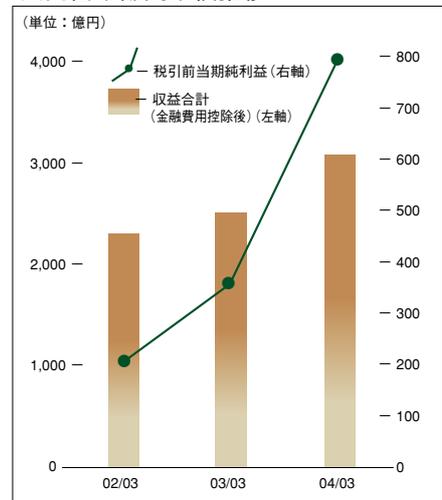
野村証券グループのコア業務である証券業及びそれに関連する業務は、社会の営みを担う重要な役割を持っています。持続可能な社会実現のためにサービスを提供することが、野村証券グループの最重要の社会的責任であると考えています。

野村証券グループは、国内外の個人・政府・企業等、多種多様なお客様の幅広いニーズにお応えする金融機関です。野村証券株式会社の国内129の本支店、ならびに28カ国におよぶ海外ネットワーク、野村アセットマネジメント株式会社などグループ各社が一体となって、国内個人投資家への資産管理業、株式や債券のディーリング、国内外の政府・企業などの発行する株式や債券等の引受、M&A・財務アドバイザーなどのサービスを提供する投資銀行業務、自己資金を投入して企業再編などを進めるマーチャント・バンキング業務ならびに投資信託及び年金資産の運用などを行うアセット・マネジメント業務を通じて、競争力のある商品、付加価値の高いサービス、アドバイスを提供しています。野村証券グループでは、これらを国内営業部門、グローバル・ホールセール部門、アセット・マネジメント部門の3つのビジネスラインとして持続可能な事業戦略に取り組んでいます。

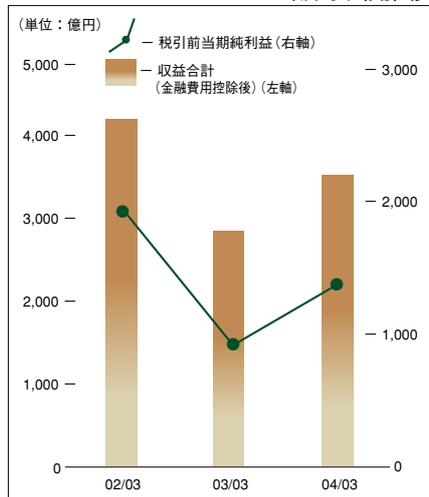
野村証券グループ業績推移



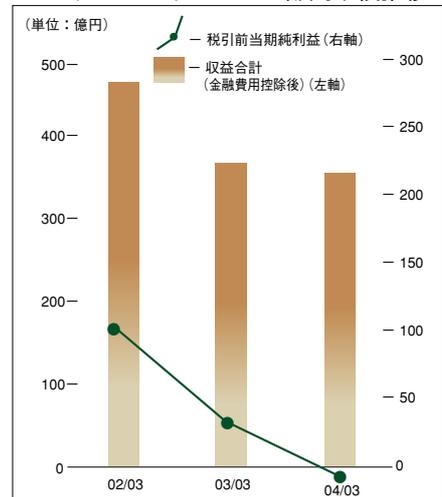
国内営業部門業績推移



グローバル・ホールセール部門業績推移



アセット・マネジメント部門業績推移



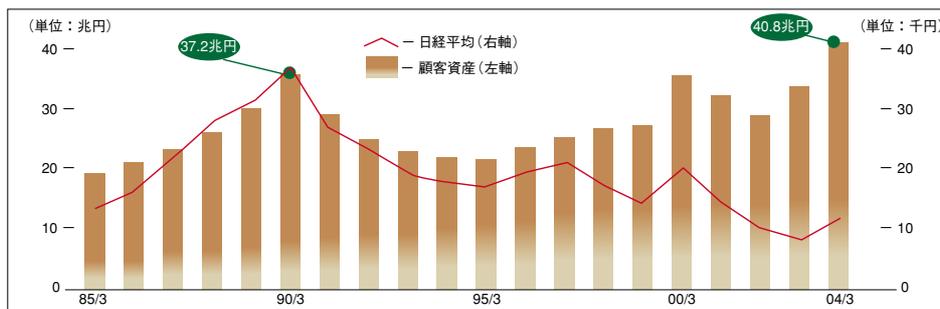
国内営業部門

国内営業部門は、129の本支店を拠点とし、一人ひとりのお客様のニーズに応じた質の高い金融サービスを提供することで、顧客基盤の拡大を図っています。国内外の株式・債券や投資信託など野村証券グループのネットワークを活かした多様な商品をご案内することで、2004年3月末には、総預り資産が過去最高の40.8兆円となりました。株式保有口座、特定口座も増加し、リテール株式預り資産も日経平均が20,000円台であった、2000年度水準まで回復しています。お客様満足度の向上を目指し、「野村iITサポート21」などによるお客様の利便性を高め、コールセンターの拡充や役職員の教育・研修により、お客様一人ひとりのニーズへの対応を図っています。また、店頭において、顧客満足度に関するアンケートの回収を行い、改善に向けた取り

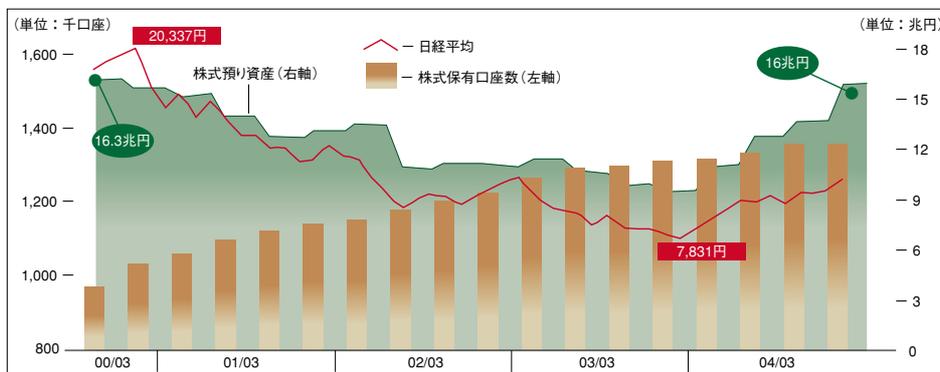


組みに活用しています。2003年については、2万件を超える回答をいただいています。また、お客様のプライバシーや提供する資料、広告などについては、関連法規の遵守などを徹底しています。これら国内営業部門の事業拡大は、現預金に偏在した個人金融資産の有価証券へのシフトを促し、ひいてはバランスのとれた金融システムの構築、リスク対応力のある持続可能な経済システムの構築に寄与するものと考えています。

国内営業部門顧客資産（含む金融機関）



株式保有口座／リテール株式資産推移



グローバル・ホールセール部門

グローバル・ホールセール部門は、野村証券グループが目指している「グローバル・ベースでの競争力を備えた日本の金融機関」としての地位の確立に向けて主導的な役割を果たすことを目標としています。日本経済が回復に向かいだし、企業の資金ニーズや事業再編、業界再編などの動きが活発に見られるようになりだした現在こそ、国内営業部門の強力なセールス・ネットワークとグローバルな引受及び機関投資家ネットワークを結びつけた総合力を発揮し、日本経済の発展に寄与したいと考えています。

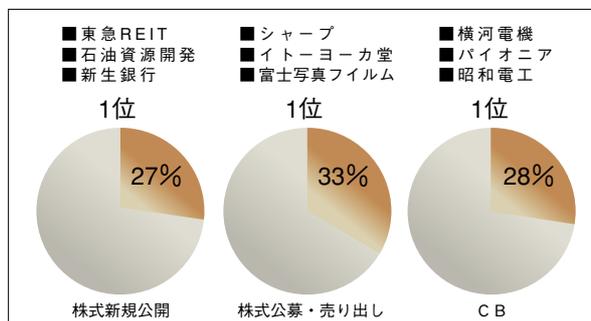
グローバル・ホールセール部門は、グローバル・マーケット、インベストメント・バンキング（投資銀行業務）及びマーチャント・バンキング（自己投資業務）からなり、グローバル・マーケットの傘下にフィクスト・インカム（債券等業務）及びエクイティ（株式等業務）を置き、お客様のニーズを捉えた事業展開を図っています。企業の資金需要の高まりに対しては、これまでの豊富な経験と野村証券グループのネットワーク資産を活かし、インベストメント・バンキングの引受業務のシェアでトップとなるなど経済回復での一定の役割を担っています。



また、事業再生・企業再生に関わるM&A（買収・合併）のアドバイザー業務に関しては、日本経済の再生を図る意味からも積極的に取り組み、クロス・ボーダーM&A案件（日本企業と外国企業のM&Aなど）を含め着実な成果を上げています。

日本再生に向けたこの大きな変化をビジネス・チャンスとして捉え、企業のトータル・アドバイザーとして積極的な役割を果たしたいと考えています。系列にとられない幅広い顧客基盤、専門的アドバイザー機能、強力な販売力、健全なバランス・シートと豊富な資金力といった野村証券グループの強みを活かし、資本市場を通じて企業に問題解決手段を提供し、日本再生に貢献することを目指します。

主な主幹事実績とシェア



(出所:トムソンファイナンシャル(2003.4.1-2004.3.31)、金額ベース)

野村証券グループの提供する金融サービスは、社会のニーズ・お客様の豊かな生活に貢献することを心がけています。中でも企業再生や年金に関する業務は重要であり、専門に取り扱う部門を設立し、お客様の豊かな生活に貢献しています。

グローバル・ホールセール部門

野村プリンシパル・ファイナンス株式会社 URL <http://www.nomura.com/npf/>

野村プリンシパル・ファイナンス株式会社 (NPF) は、これまで海外で展開してきた自己資金投資業務を国内で行う目的で設立されました。キャッシュフローの安定した事業や、将来の成長・業績改善の見込める企業、証券化対象資産へ投資を行い、長期的視点から投資先の価値の向上を目指し、株式公開を含め様々な手段を用い投資回収を行います。近年、日本企業にとってグループ再編や事業領域の絞り込みは、これまで以上に一般的経営課題として浸透しています。このような環境下で自己資金を投入するプリンシパル・ビジネスは、投資リターンを前提としながらも、これまではないソリューション、つまり、ノンコア事業の分離、MBO (経営陣による事業買収) などに加え、オーナー企業の事業承継問題、株主構成の再構築といった様々な経営課題の解決策を事業パートナーとして提供しています。2003年度には、ハウステンボス (株)、東芝タンガロイ (株) といった大型案件に本格的に取り組むなど新規投資と投資回収の好循環が見られるようになりました。NPFは、今後も日本企業の価値向上を目指した事業再編に、最高水準のサービスの提供を進めます。

アセット・マネジメント部門

野村年金サポート&サービス株式会社 URL <http://www.n-sas.co.jp/>

野村年金サポート&サービス株式会社 (NSAS: エヌサス) は、野村ファンドネット証券株式会社、野村ディーシー・プランニング株式会社、野村ヒューマンキャピタル・ソリューション株式会社の3社が合併し、2004年1月より業務を開始しました。ビジネスの柱は、退職給付制度コンサルティング、確定拠出年金運営管理機関業務、退職給付債務 (PBO) 自社計算支援コンサルティングの3つです。

世界でもいち早く超高齢化社会を迎える日本において、安心して暮らしていくためにも、個人と企業双方にとって年金に関する関心は尽きることがありません。また、多様なサービスが用意されている中、最も適切な選択を一人ひとりがすることも大変な困難があります。

NSASは、退職給付制度コンサルティングとして企業の退職給付制度の再構築のお手伝い、運営管理機関業務として確定拠出年金制度に対応する運用商品の選定・提示、コールセンターやWEBを通じた情報提供を行い、PBO自社計算支援コンサルティングとして企業会計における必須計数である退職給付債務と勤務費用・利息費用を企業の担当セクションが自ら算出することをお手伝いいたします。確定拠出年金制度の運用関連運営管理機関として、公正な立場を全うする中で、サービスの向上を目指し、お客様の満足度を高めていきたいと考えています。さらに法令・規則等を遵守し、加入者のため忠実に業務を提供してまいります。野村年金サポート&サービスは常に進化し続け、お客様に安心と豊かな生活をお届けするお手伝いをします。

アセット・マネジメント部門

野村証券グループでは、証券業と同様にアセット・マネジメント・ビジネスを重要なビジネスとして位置づけ、グローバルに展開する資産運用ビジネスと日本国内における確定拠出年金ビジネスの拡大を図っています。

資産運用ビジネスにおいては、運用体制の集約化や企業調査の強化など中長期的に付加価値を提供できる体制の整備を実施しています。お客様の多様な資産運用ニーズにお応えできる商品・サービスを提供し、株式型投信、公社債型投信のそれぞれにおいてトップのシェアを維持し続け、さらに、社会的なニーズとして近年急速に注目されているSRI（社会的責任投資）にも取り組み、本格的な商品の提供に努力しています。

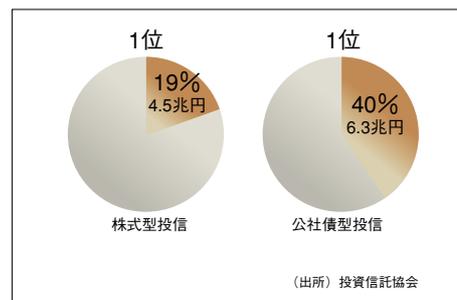
確定拠出年金ビジネスは、今後高齢化社会が急速に本格化する日本において重要な役割を担うと考えています。確定拠出年金制度の加入者は、2004年3月末現在、約70万人にとどまっていますが、今後、制度改革などにより、一層の拡大が見込まれています。野村証券グループでは、制度の導入から商品の提供に至るまで、一貫した幅広いサービスの提供に取り組み、運営管理機関の受託・商品提供の拡大を図っています。また、制度に対する知識・理解の促進も社会的な重要事項と捉え、確定拠出年金の仕組みをわかりやすくマンガで解説した『ゆうゆう、悠介』の発行や、全国各地で従業員向けセミナーなどを実施しています。



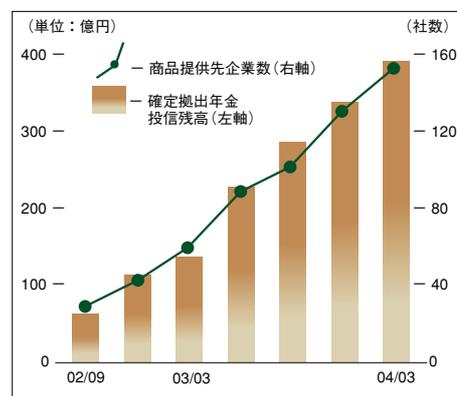
また、資産運用会社の野村アセットマネジメントでは、受託者責任の観点から資産運用の基本方針の一環として、「投資先企業のコーポレート・ガバナンスに関する原則」を定めています。この原則に基づいて、投資先企業が主体的に長期的な株主の利益を重視した経営を行うように促すことに努めています。

野村アセットマネジメントの市場シェア

(2004年3月末)



確定拠出年金における商品提供企業数と投信残高の推移



野村アセットマネジメント設定のSRIファンド

| 「野村グローバルSRI 100」 | 「モーニングスターSRI インデックス・オープン」 | 「野村世界SRIインデックスファンド (確定拠出年金向け)」 「野村日本SRIインデックスファンド (確定拠出年金向け)」 |
|---|--|--|
| <p>日本におけるSRIに対する関心の高まりを受け、野村アセットマネジメントでは、2004年5月に「野村グローバルSRI 100」を設定しています。このファンドは、「FTSE4Good Global 100 Index」(社会的責任に関する基準に合致する世界の企業を対象とした指数)を円換算した動きをとらえる投資成果を目指した運用を行うファンドで、6月末の純資産残高は約52億円となっています。</p> | <p>野村アセットマネジメントでは、世界の企業を投資対象とした「野村グローバルSRI 100」に続いて、2004年7月に「モーニングスターSRIインデックス・オープン」を設定しています。このファンドは、「モーニングスター社会的責任投資株価指数」(国内上場公開企業を対象としたSRIインデックス)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行うファンドです。</p> | <p>野村アセットマネジメントでは、2004年7月に確定拠出年金加入者向けにもSRIファンドを設定しています。この2つのファンドは、それぞれ公募投資信託である「野村グローバルSRI 100」、「モーニングスターSRIインデックス・オープン」と同一のマザーファンドを投資対象としているファンドです。</p> |

野村アセットマネジメントの「投資先企業のコーポレート・ガバナンスに関する原則」

1. 当原則の目的

企業が株主の利益を尊重した経営を行い、長期的安定的な収益を確保していくためには、その企業のコーポレート・ガバナンスが十分機能している必要があります。当社は、受託者責任の観点から資産運用の基本方針の一環として、「投資先企業のコーポレート・ガバナンスに関する原則」を定め、投資先企業が主体的に長期的な株主の利益を重視した経営を行うように促してまいります。

2. 望ましいコーポレート・ガバナンスの形態

株主の長期的利益を実現させるための、望ましいコーポレート・ガバナンスの形態を、当社は以下のように考えます。

- (1) 取締役会が、適正な経営判断が下せるメンバーと規模で構成され、十分に機能していること。
- (2) 監査役が、株主に代って取締役の業務を監査することのできる人材であり、かつ十分に機能していること。
- (3) 各種委員会が設置される場合、各々が適切なメンバーから構成され、かつ、独立性を保ちつつ運営されていること。
- (4) 役員報酬が、株主価値の向上による長期的な投資収益及び経営者に対するインセンティブの両者とバランスがとれたものであること。
- (5) コンプライアンス、内部監査など、十分な内部統制を可能とするガバナンスシステムが確立されていること。

3. 情報開示による説明責任の要求

当社は、上記の「望ましいコーポレート・ガバナンス」が投資先企業にて実行されているかどうかをモニターするために、適時・適切な情報開示を投資先企業に求め、特に法令違反や反社会的行為については、十分な開示と説明、かつ改善を求めてまいります。

4. 投資先企業との対話

上記の「望ましいコーポレート・ガバナンス」の実現に向け、当社は投資先企業との対話を積極的に求めてまいります。

5. 議決権の行使

当社は、投資先企業に対し株主の利益を尊重した経営を行うことを求める方策の一環として、株主議決権を適切に行使してまいります。



UK

ビクトリア アンド アルバート ミュージアムへの支援

野村証券グループのロンドンでの活動は、野村インターナショナルPLCが行っています。これまでも美術・芸術、教育、スポーツなど幅広い活動に地域とのコミュニケーションを図りながら支援してきました。2004年9月から開催される「アジアとヨーロッパの邂逅 1500-1800」の開催にあたって、アジアとヨーロッパの相互理解をもたらす重要な文化・芸術交流であるとの認識から後援することとなりました。

(<http://www.vam.ac.uk/>)

ASIA

地域社会への支援

アジア地域においては、ノムラアジアホールディングN.V.が中心となり、教育や文化・芸術などととも、地域社会への支援について積極的な活動を行っています。社会福祉施設への寄付を目的に組織された、香港の公益団体「Community Chest (香港公益金)」やSARSにかかった子供たちやSARSによって親を亡くした子供たちに対する経済援助・教育を目的とした基金である「We care education fund」、老人福祉目的のNPO「Hong Kong Society for the aged」など多くの団体への寄付を通じて豊かな地域社会の実現に向けて支援を行っています。



海外拠点における

USA

メトロポリタン美術館「織部展」後援

2003年10月から2004年1月、ニューヨーク・メトロポリタン美術館と岐阜県立美術館の共同企画で、「織部展～転換期の日本美術～」が開催され、野村セキュリティインターナショナルでは、異文化の相互理解の促進と日本の芸術・文化の理解促進に繋がることからこの展示を後援しました。レセプションで野村ホールディングスアメリカ代表の高橋執行役が述べた「野村のアメリカでの活動の中には、教育・文化・芸術の支援も含まれている。これは、私たちが、脈々と受け継いできた重要な企業理念の一つ」の言葉を実践するため、様々な社会貢献活動を行っています。
(<http://www.metmuseum.org/>)



社会貢献活動

AUSTRALIA

キャンベラ、ナショナルギャラリーのノムラ・コーナー

1990年に、オーストラリア、キャンベラにあるNational Gallery of Australia に対し寄付を行っています。そこではギャラリー施設の一部に「ノムラ・コーナー」が設置され、様々な催しものが開催されています。広く市民の方々に芸術に触れていただける機会が提供でき、地域に貢献できたものと考えています。
(<http://www.nga.gov.au/>)



社会貢献活動

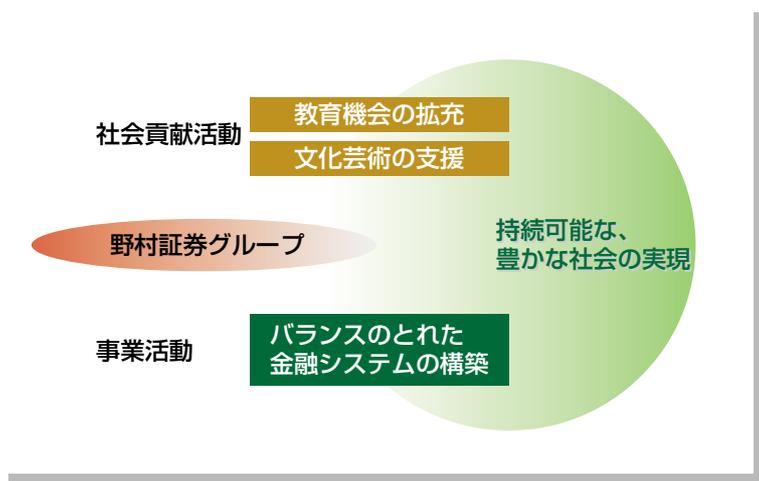
事業を通じた社会への貢献だけではなく、市民の立場で考え、社会が必要とする取り組みの中から、野村証券グループだからこそできることとして、経済・証券に関する教育機会の提供と文化・芸術の支援を柱とした活動を行っています。

創業者野村徳七翁は、野村証券の存在意義を、「証券報国こそは野村証券の職域奉公の実体にして、あくまでもこれを貫徹すべく」と掲げ、証券業を遂行することで社会の発展に貢献できると、固く信じていました。

社会が豊かになるためには、経済の健全な発展が必要ですが、野村証券グループは証券市場の裾野を拡大することがその一助になると考えています。そのため金融・証券市場に関する理解を広める教育機会の拡充に取り組んでまいりました。教育は経済発展の源泉の一つです。学ぶことに意欲のある人々に応える仕組みとプログラムを提供し、あらゆる世代に向けた教育機会のさらなる拡充に取り組んでいきたいと考えています。

また、経済の発展だけではなく社会を見つめる豊かな精神も大切です。野村証券グループは、文化・芸術の支援など、様々な活動を通じて豊かな社会の創造を目指しています。

野村証券グループは、こうした活動を通して、様々なステイクホルダーのみなさまのご意見にも耳を傾けて、私たちと次の世代が素晴らしい方向に歩むための力でありたいと願っています。



経済・証券教育プログラムの提供

持続可能で、豊かな社会の実現には、バランスのとれた金融システムの構築を通じた健全な経済の発展が必要です。そして、そのためには豊かな未来を見据えた一人ひとりが、社会と経済、金融に対する知識を高めることが求められます。

野村証券グループでは、未来を担う子供たちをはじめ、金融知識を求めている人々に、幅広い経済・証券教育の機会を提供することで、真に豊かな社会の創造に貢献していきたいと考えています。2003年度には、これら教育プログラムに約4億円の支援を行いました。

大学向け証券教育講座の提供

将来の日本経済を担っていく学生に、活きた経済やより実践的な知識の提供を目的とし、全国各地の大学に証券教育講座を提供しています。2003年度は、110を超える大学で、延べ400名以上の野村証券グループの役職員が講師を務めました。実務経験に基づいた実践的な講義は、学生の関心を集め、20,000人以上の学生が履修しました。

また、昨年度は、チュラロンコン大学(タイ)への講座の提供を行い、証券教育の場をアジアにも広げ、日本の資本市場や金融知識の理解を広める活動を進めています。



講義風景

生涯学習としての証券学習講座の提供

私たちの生活に深い関わりを持ちながら、まとまって学習する機会の少なかった「経済」や「金融」といった「お金」を取り巻く社会の仕組みについて学ぶことを目的として、地域コミュニティや職場での「生涯学習の場」に、金融・証券知識の学習講座を提供しています。

講座内容は、より一層豊かなセカンドライフを過ごすために必要なライフプランやマネープランの考え方に触れながら、快適な暮らしが創造できるよう、初めての方にもわかりやすくなるように心がけています。2003年度より講座の提供を始め、すでに10,000人以上の方に参加いただきました。

インターネットの「経済学習サイト man@bow(学ぼう!)」の運営

広く一般の方々に、経済・金融に対する関心、理解を深めていただくために、日本経済新聞社と共同で「経済学習サイトman@bow(学ぼう!)」を運営しています。経済や投資に関するだけでなく、時事問題やマーケットの動向などもわかりやすく解説しており、個人の資産運用学習教材としても活用されています。(http://manabow.com)

野村が提供する教育プログラム体系

| | 小学校 | 中学校 | 高校 | 大学 | 社会人 企業の 従業員 地域社会 |
|---------|---------------------|------------------------------------|-----------|-------------------------|------------------------|
| 出版物 | お金のひみつ | | 経済が楽しくなる本 | | 確定拠出年金の普及にむけて |
| イベント | | | | ノムラ資産管理フェアの開催 | |
| 講座 | | | | 野村証券各支店でのセミナー 証券教育講座 | 証券学習講座 |
| 教育プログラム | | 日経STOCKリーグの特別協賛 日経エデュケーションプログラム | | | |
| インターネット | インターネットを活用した教育コンテンツ | | | | |
| CATV | どきどきわくわくお金の話 | | | | 野村の自由学校 |

株式学習コンテスト「日経STOCKリーグ」への特別協賛

「日経STOCKリーグ」は日本経済新聞社が主催する中学生、高校生、大学生を対象とした自主テーマによるポートフォリオ学習及びレポートコンテストです。

学生たちは、自分たちのポートフォリオに、どの会社を組み入れるかを真剣に考え、新聞記事を丹念に調べたり、企業のホームページにアクセスしたり、中には実際に企業を訪問するなどの方法で情報収集を行っています。自らの手と足で集めた情報を頼りに銘柄を選択し、仮想株式投資を行い、レポートを作成します。

その運用成績とレポート内容が審査され、最優秀チームは米国研修旅行に招待されます。「株式を通じて活きた経済に触れ、自ら学び、考える」という趣旨に理解が得られ第1回(2000年度)開催以来、すでに17,000人以上が参加しました。



第4回日経STOCKリーグ表彰式

第4回日経STOCKリーグ

2003年度に行われた第4回日経STOCKリーグでは、学生たちのユニークな視点の応募が多く見られました。受賞したものの中には環境や企業の社会性などに関するものも見られ、関心の高さと、裾野の広さが感じられます。

(<http://www.manabow.com/sl/index.html>)

最優秀賞

福井県立金津高等学校2・3年

「新規学卒者はスキルアップを求めている。～結婚へのホップステップジャンプ～」

部門賞

東筑紫学園照曜館中学校3年

「[ネイキッド]な情報を頼りに、CSR(企業の社会的責任)の条件を満たす「本当に」いい企業たちを探す」

サレジオ学院高等学校1年

「元気100%～FA制度による社員の元気UPを目指して!～」

神戸大学3年

「私たちのSRI～株式投資の新しい価値基準～」

敢闘賞

同志社中学校3年

「水の危機を救え!～僕たちが企業を助け、水を救う!」

福岡県立修猷館高等学校1年

「☆売り買いだけの株から生かし育てる株へ☆
～グローバルな視点に立った株式投資のあり方を目指して～」

神奈川県立相原高等学校3年

「LIVEを楽しもう～ついでに環境問題～」

愛媛県立宇和島東高等学校3年

「四国から世界へ」

一橋大学3年

「燃えろ!!サプライジング・カンパニー～消費不況を吹き飛ばせ!～」

早稲田大学3年

「温故知新ポートフォリオ～組み込め日本の伝統と革新～」

東京理科大学2・3年

「未来への投資～企業リフォーム!～」



レポート審査会

「お金のひみつ ―証券会社の仕事―」の寄贈

マンガでお金、銀行、証券会社の役割をわかりやすく解説した、主に小学生に向けた金融学習書に協賛し、2003年4月に全国24,000校の小学校、2,400カ所の公立図書館に寄贈しました。

「どきどきわくわくお金の話」の放映

2001年4月よりスタートした資産管理の大切さを伝えるマネー講座番組「どきどきわくわくお金の話」を全国150以上のCATV局で放映中です。誰にとっても大切なのは自分の将来に備えて、早くからしっかり準備することです。この番組では、お金に関する基礎知識や資産管理のノウハウ、マネー相談コーナー、学生たちが投資にチャレンジする姿を追いかけたレポートなど、盛りだくさんの内容となっています。現在、1,000万を超える世帯で視聴することができます。

日経エデュケーションプログラムへの協賛

2003年4月からスタートした「日経エデュケーションプログラム」は、中学生・高校生を対象に、経済・社会の現実を学び、実社会から「生きる力」を習得する教育プログラムです。職業観の育成や自己のあり方・生き方を自ら考えるよう構成されており、「総合学習の時間」などで活用されています。野村証券グループは、企業に関する様々な体験を通じて、職場や企業活動への理解を深める「コーポレート・アクセスコース」への協賛企業の一つとして貢献しています。

(<http://www.edu.nikkei.co.jp/nep/main.html>)

まなびピアへの協賛

1989年度から開催されてきた「全国生涯学習フェスティバル」(愛称:まなびピア)は、生涯学習に関する全国的な祭典です。開催を通じて人々の生涯学習に対する一層の理解を深め、生涯学習活動への積極的な参加を促進する契機となることを目指しています。

第15回目となる昨年の「まなびピア沖縄2003」は、各地域における生涯学習活動の様々な成果発表の機会と場を積極的に提供、生涯学習に係る活動情報のネットワーク化を広げる大会となりました。

ノムラ資産管理フェア

証券について、多くの方々に知っていただけるよう、マネーイベントを2000年より始めています。

2003年12月には、東京国際フォーラムで「第6回ノムラ資産管理フェア」を開催し、経済の第一人者による講演会や株式、債券、投資信託、外貨資産などについてのセミナーを体験していただきました。また、株主優待の展示コーナー、企業のIR展示コーナーなどを設けました。

学習意欲の高い個人投資家を中心に総来場者数は11,000人に上りました。



「どきどきわくわくお金の話」



日経エデュケーションプログラムホームページ



第6回ノムラ資産管理フェア

産学連携・その他の教育支援

野村証券グループは、中長期的な観点から、次世代を担う人材の育成、技術・産業振興を目的に、教育機関などと連携し、様々な研究を支援しています。

産学連携

●東京大学

東京大学では、2002年11月に「産学連携推進室」を産学連携モデルを集約する窓口機能として設置し、「市場原理に基づく産学連携モデルの開発についての共同研究」を開始しました。野村証券グループは、東京大学における全学的な産学連携推進体制を資本市場の面から支援しています。

また、東京大学は2004年4月に金融分野での産学連携として金融研究センターを創設しました。初代の金融研究センター長として野村ホールディングスの氏家会長が就任しています。

●京都大学

2001年に京都大学経済研究所附属研究センターとともに「京都大学経済研究所・応用金融工学(野村証券グループ)寄附研究部門」を開設しました。金融工学を幅広く応用し、事業リスク管理による企業価値の向上、資産運用の高度化、金融部門の構造改革などをテーマに研究しています。

●一橋大学

学界と官界と産業界とが連携して意見交換を行う研究交流の場として金融資本市場研究会を開催しています。それを受けて、共同研究、特別セミナー等が行われています。

●オックスフォード大学

オックスフォード大学内に野村金融工学センターを開設し、先端金融工学の研究の助成を行っています。

●コロンビア大学

コロンビア大学日本経済研究所のオルタナティブ・インベストメント・プログラムを、野村ホールディングスがコーポレート・リード・スポンサーとしてサポートしています。同プログラムは主に日本のオルタナティブ・インベストメントを研究し、発表していくという従来にない試みであり、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが窓口となっています。

(財)学術振興野村基金

学術振興野村基金は野村証券の創立60周年記念事業として、1986年に発足しました。この基金は大学の研究者を中心に、主として法学、政治学、経済学といった分野で助成活動を行っています。これまでに、国際交流事業として700名のみなさまに、また研究プロジェクト助成として365件の研究テーマに助成しました。



東京大学「産学連携推進室」



オックスフォード大学、Paul Embrechts教授の講義



産学連携賞の授賞式

「東京大学産学連携(しよくもん)賞を受賞」

(財)学術振興野村基金は、東京大学に対して1987年から毎年行っている法学部・法学政治学研究科への助成が評価され、2003年度東京大学産学連携賞を受賞しました。産学連携賞は、東京大学の活動の発展に顕著な功績のあった個人・法人・団体に授与されるもので、2002年度から行われています。

文化・芸術支援

野村証券グループは、真に豊かな社会の創造のためには、経済の健全な発展だけではなく、社会を見つめる豊かな精神が必要であると考え、文化・芸術をはじめ様々な分野での活動を支援しています。

(財) 野村国際文化財団

国際社会における真の相互理解の実現のために、音楽・美術分野における人材育成活動及び国際交流活動に対する助成を目的として、1990年5月設立されました。

●主な助成活動

芸術文化助成(年間約80件程度に助成)

- 1.音楽・美術などの分野における若手芸術家の育成活動に対する助成(2003年度は美術8件、音楽14件)
- 2.芸術文化の国際交流を目的とする公演、展覧会、シンポジウム等の開催に対する助成(2003年度は美術24件、音楽23件)

●外国人留学生奨学制度

国際社会における真の相互理解の実現のために、日本と諸外国との架け橋となる人材として期待される外国人留学生に対して奨学金の交付を行います。対象は、日本の大学院で社会科学及び人文科学の分野を専攻する外国人留学生です。

1991年以来、130名へ交付、助成を行い、卒業生たちは現在、日本及び母国において、各分野で活躍しています。

PMF(パシフィック・ミュージック・フェスティバル)

1990年、故レナード・バーンスタイン氏が提唱した国際教育音楽祭。毎年夏、各国から選ばれた約130名の若手音楽家が、ウィーン・フィルの首席奏者など一流の教授陣が指導する「教育プログラム」に参加し、その成果を発表します。

野村証券及び野村国際文化財団は、設立当初より、「若手音楽家の育成を通して、世界の音楽文化の発展を目指す」という趣旨に賛同し、特別支援企業として応援しています。

1999年、企業メセナ協議会より教育文化への貢献が評価され、「メセナ育成賞」を他の協賛企業とともに、受賞しました。

東京藝術大学美術学部の顕彰制度「野村賞」

1996年、野村証券70周年及び野村国際文化財団5周年を記念して、当財団からの寄付金をもって東京藝術大学大学美術館に設立された奨学・顕彰制度(野村賞)で、1998年度より贈賞を行っています。野村賞は、大学院美術研究科博士後期課程の大学院学生が制作した作品の中から、特に優秀な作品を選考し、買い上げて大学美術館に収蔵することによって、将来を担う若手芸術家の育成及び大学美術館の芸術資料の充実と教育研究の一層の推進を図ることを目的としています。



当財団法人が第14期(2003.4.1~2004.3.31)に行った事業は以下の通りです。

- 1.芸術文化助成事業
年間総件数70件に対し総額135,109,245円の助成。
- 2.外国人留学生に対する奨学金事業
総員18名に対し奨学金は総額で34,728,461円。
- 3.その他、目的を達成するための事業
新人芸術家顕彰制度(野村賞)として3,000,000円の贈呈。

2004年度 奨学生

| 国籍 | 性別 | 大学名 | 専攻 |
|------|----|--------|--------|
| 台湾 | 女 | 東京大学 | 民刑事法 |
| ネパール | 男 | 東京大学 | 森林科学 |
| ブラジル | 女 | 一橋大学 | 社会学 |
| 韓国 | 女 | 一橋大学 | 市場・金融 |
| 中国 | 女 | 京都大学 | 国際倒産法制 |
| 中国 | 女 | 京都大学 | 経済動態分析 |
| ロシア | 男 | 大阪大学 | 国際公共政策 |
| アメリカ | 男 | 早稲田大学 | 日本文学 |
| 韓国 | 男 | 早稲田大学 | 国際関係学 |
| 中国 | 男 | 慶應義塾大学 | 商学 |



PMFの提唱者故バーンスタイン氏



2003年度野村賞受賞者

社会福祉活動

豊かな社会の実現のためには、健康な社会であることも重要です。社会福祉に関する活動に対して、野村証券グループを挙げて取り組んでいます。

Nomura America Foundation (米国)

Nomura America Foundationは1994年3月ニューヨーク州で設立されて以来、役職員も参加し、アメリカ全土の児童福祉団体、社会事業団体、教育機関などに寄付を行っています。2001年9月11日のテロ事件後は、米国内の救援活動を支援するため、全世界の野村証券グループの役職員が、Nomura America Foundationを通じて寄付を行いました。

ねんりんピックへの協賛

厚生省(現厚生労働省)創立50周年を記念して1988年からはじまった全国健康福祉祭(愛称:ねんりんピック)に野村証券は第1回より協賛をしています。昨年開催された「ねんりんピック徳島大会2003」で第16回を数え、高齢者の方々を主役としたこの祭典は、広く国民の間に浸透してきました。

このねんりんピックは、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚などを図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成を目指した一大祭典です。



ねんりんピック徳島大会2003

「ユニセフ外国コイン募金」への協力

2002年から「ユニセフ外国コイン募金」に取り組み、野村証券グループ各社から、外国紙幣、硬貨を集めてユニセフに募金しています。

マッチングギフト制度 (英国)

1999年にマッチングギフト*制度を設立。制度が始まって以来、約130,000ポンドがマッチングの対象となっています。



ユニセフ外国コイン募金

*マッチングギフトとは、役職員が何らかの寄付をする場合、会社も同額または一定額を上乗せして寄付を行うシステムで、役職員の主体的活動を会社が支援するものです。

その他の活動

「愛・地球博：愛知万博」

2005年3月25日から9月25日に開催予定で、日本では、大阪万博以来35年ぶりの国際博覧会条約に基づく国際博覧会。「自然の叡智」をテーマに、21世紀の自然と人間との関わりを探求し、提案を行います。パートナーシップ事業として認定された野村證券の〈東海三県プロジェクト〉は、「愛・地球博」のコンセプトに則り、愛知、岐阜、三重の三県からなる地域において以下のような企画を展開していきます。

①〈東海三県技術・産業競争力強化支援プロジェクト〉

本プロジェクトは、東海地域の産業競争力の源にスポットを当てた分析を行い、地元産業が相互にどう影響しあっている現在の繁栄を築いたかを、歴史的背景や風土まで遡って解き明かし、さらに今後の同地域での有力な新産業の創出を提案することを目的としています。

研究成果の一部として、2003年5月に「地元再発見セミナー～ディスカバー東海～」、9月に開催の東海三県資産管理フェアにて「東海地区の技術力・産業力について」というテーマの講演会を実施いたしました。また「地域産業競争力の強化～東海三県の産業クラスターをケースとして」というタイトルで知的資産創造2004年2月号（野村総合研究所発行）に掲載されました。

②〈東海資本市場研究会〉

東海三県地域における起業に伴うファイナンスの問題や金融・資本市場についての様々なテーマについて、地域の財界、金融界、学界、自治体等と議論を通して、そのあるべき方向性を模索し、研究成果については今後文章化し、各方面への発表と提言を行う予定です。「愛・地球博」のコンセプトに則り、21世紀を見据えた新しい成長の実現に向けて、金融・資本市場の観点から研究会を主催してまいります。

③〈東海三県ノムラ資産管理フェア〉

東海三県エリアは個人金融資産の蓄積も厚く、資産管理に対する関心が高い地域です。この地域の個人投資家と地元上場企業との出会いの場、そして最新の投資情報をご提供する場として「東海三県ノムラ資産管理フェア」を、2003年から2005年まで3年連続で開催します。2003年の開催時は多くの方々からご好評をいただきました。引続き有益な企業情報、投資情報の提供を通じて、地域のみなさまのお役に立ちたいと考えています。

JOCオフィシャルパートナーシップ

野村證券はオリンピックの理念に共鳴し、2000年のシドニーオリンピックからJOCオフィシャルパートナーとして協賛しています。JOCとは財団法人日本オリンピック委員会の略称で、日本選手団の組織化とオリンピック理念の普及啓蒙活動に従事する団体です。国際オリンピック委員会（IOC）の日本における代理人として、協賛企業の権利保護なども行っています。このJOCのキャンペーン用フレーズは「がんばれ！ニッポン！」です。

JCCI Singapore Foundation（シンガポール）

JCCI Singapore Foundationは、1990年5月にシンガポールの日本商工会議所（JCCI）によって設立されました。JCCI Singapore Foundationは、シンガポールの芸術、文化、スポーツそして教育をサポートすることを目的としています。NSL（NOMURA SINGAPORE LIMITED）は、JCCI Singapore Foundationに対して、継続的に寄付を行っています。

家計と子育て費用（エンジェル係数）の調査

子育てにかかる費用は学校、塾、習い事や将来のための預貯金など多岐にわたるようになり、家計に与える影響は大変大きいものです。家計について意識を高めてもらうための切り口として、1989年より隔年で調査を行い、公表しています。今では「エンジェル係数」という言葉が広く認知されています。



がんばれ！ニッポン！



JOCオフィシャルパートナー

個人の人権と企業の雇用環境

一人ひとりが豊かで快適な環境のもとに生活し、仕事に従事することは重要です。野村証券グループは、役職員が働きやすい環境の整備に取り組み、改善を図っています。

野村証券グループにとって企業としての存立基盤は、「人=社員」です。知的創造産業である証券業は、役職員一人ひとりが野村証券グループの一員であることを意識し、想像力・創造力を働かせてお客様を知り、理解し、的確なサービスを提供する必要があります。そのような役職員に対し、企業として働きやすい環境を整えることは、当然の責任です。また、野村証券グループの一員であることを誇りに思える組織であり続けることも重要なことです。

野村証券グループでは、基本的人権に関する国内外の法令に則り、役職員に対してその人権や雇用環境の改善を図るのはもちろん、関係するステイクホルダーにとっても有益な活動であることを目指し、取り組みを進めています。



すべての役職員が働きやすい 職場のために

関連法規制を遵守することはもちろん、役職員をはじめ、関係する一人ひとりの人権を重視し、様々な対策を立てて取り組むことは、企業としての責任であると考え、日常より個人への配慮に努めています。

コミュニケーション

野村証券グループが役職員の活性化を進めていくには、社内コミュニケーションが活発に行われることが不可欠であると考えています。トップからのメッセージや重要な決定事項などを、イントラネットや社内報などを活用して社内に広く発信し、積極的なコミュニケーションを図っています。

安全な職場環境の整備

役職員が勤務上の事故や傷病を回避するとともに、安全かつ快適に勤務できるよう、机の広さや照明の明るさ、空調・温度調節等、職場環境の整備に努めています。海外各拠点においても、それぞれの現地法制に従い、必要な取り組みを進めています。

メンタルヘルスケア

役職員一人ひとりに対して、よりよい雇用環境を整える上で、メンタルなケアは野村証券グループが最も力を入れている部分です。社内では、「健康管理センター」で1990年から精神神経科の専門医による診察を開始し、2001年からは専任のカウンセラーによるカウンセリングを行う「心の相談室」を設置しました。社外においても「ノムラ健康ダイアル 24」を1995年に設置、家族も含めた健康相談に24時間ドクターやカウンセラーが対応しています。2001年には、メンタルヘルスに特化した「心のほっとテレホン」を設置し、個人々のプライバシーにも配慮した体制でメンタルヘルスケアを進めています。

産前産後休業・育児休業・介護休業

野村証券では、男女の雇用機会均等などの観点も含め、産前産後休業、育児休業に関して法律で定められた以上の対応を定めています。労働基準法は、女性が産前産後の一定期間休業する場合、当該休業期間中を無給とする旨を定めています（社内規程に別段の定めがある場合を除く）。これに対し、野村証券の就業規則では、当該休業期間を有給とする旨を定めています。育児・介護休業法は、育児休業を「労働者が1歳に満たない子を養育するための休業」と定義しています。野村証券の社内規程では、役職員が2歳に満たない子を養育するため休業することを認めており、法律の基準を上回っています。また、介護休業についても、育児・介護休業法が3カ月を介護休業期間と定めているのに対し、野村証券の社内規程では、1年間までの介護休業を認めており、法律の基準を上回っています。

セクシュアル・ハラスメント防止への対応

セクシュアル・ハラスメントに関しては、1999年「セクシュアル・ハラスメント防止ガイド」を制定、社内外に3つの相談窓口を設置し、口頭・文書・電話・メール・第三者を通じての連絡などに対応しています。

障害者雇用

野村証券グループでは、1970年以降、法律の趣旨に則り、身体障害者の採用を拡大しています。ホームページ、ハローワーク、各種イベントを通じて通年の採用活動を実施し、2004年6月現在の野村証券の雇用率は、1.94%（法定雇用率：1.8%）となっています。

AIDS (HIV感染症)に関する考え方

エイズに関しては、その発見以来様々な差別・偏見が見られ、社会問題となっています。野村証券グループでは、1994年「AIDSに関する基本方針」を定め、企業として差別・偏見を無くし、個人の保護に努めることを明記しました。

「セクシュアル・ハラスメント防止ガイド」(一部)

- 職場から全てのセクハラをなくし、明るい職場をつくります。
- セクハラは、社内の秩序風紀を乱すものであり就業規則に違反する行為です。
- 万一、セクハラの実事が判明した場合、グループ各社は迅速に対応し、行為を行った者に対しては、処分等の措置を含め厳正に対処します。
- 被害者のプライバシーを保護し、秘密を厳守します。また、相談したことにとめない、不利益を受けることは一切ありません。
- セクハラ防止のための啓発研修を実施します。

「AIDSに関する基本方針」

- 1.当社は、エイズウィルス感染者・エイズ患者であることを理由とした解雇その他の差別的取り扱いはいたしません。
- 2.当社は、従業員のエイズに関する個人情報について、従業員のプライバシー保護を第一に配慮し、秘密の厳守をいたします。
- 3.当社は、定期健康診断等の際には、エイズウィルス抗体検査は行ないません。
- 4.当社は、従業員がエイズに関する正しい知識を習得し、感染予防ならびに感染者・患者への誤った偏見を取り除くための啓発を継続的に実施します。
- 5.当社は、エイズウィルス感染者・エイズ患者が安心して働ける職場環境作りに努めます。
- 6.当社は、エイズに関する委員会及び相談窓口を設置します。

人権への取り組み

野村証券グループの重要な資産は、「人＝社員」です。一人ひとりの人権を尊重し、差別やハラスメント防止のためには、企業として、啓発に積極的に取り組んでいく姿勢が重要であると考えています。

人権啓発研修の目的

野村証券グループの役職員の一人ひとりが企業の社会的責任を自覚し、「差別をしない、させない、許さない」を基本理念とし、あらゆる人権問題について理解と認識を深め、さらには、自らの問題として自覚し行動できることを目指しています。

人権啓発研修の実施

こうした基本理念のもと、野村証券グループ人権啓発委員会を設置し、野村証券グループの全役員に対して、少なくとも年1回、野村証券グループ役員人権啓発研修を行っています。

また、職員に対しては野村証券人権啓発委員会を中心として、人権啓発推進体制を整備し、研修プログラムを実施しています。研修プログラムのテーマは、同和問題、在日外国人の問題、障害者の問題、セクシュアル・ハラスメントの問題等の人権問題全般にわたっています。

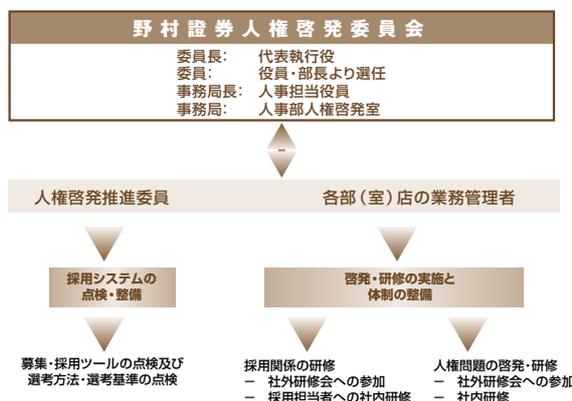
2003年度実績 開催数：27回 受講者数：のべ1万人以上

社外研修会への参加

人権というテーマに関して、社外のような立場の方から幅広い意見を聞くことは重要なことです。

人事部人権啓発室、各店の人権啓発推進委員を中心に、行政機関や人権に関する諸団体、NPO等が開催するセミナー・研修に参加しています。

2003年度実績 参加回数：52回



主な社内研修プログラム

総合職新入社員研修

- 1.なぜ、企業は人権問題に取り組むのか（人権についての話し合い）
- 2.エイズ問題について

業務管理者研修

- 1.職場環境について
- 2.セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについて

支店別人権啓発研修

- 1.個人情報の保護について

新任基幹職研修

- 1.世間一般の人権に関する動きについて
- 2.当社の人権問題に対する取組みと具体的な人権問題
- 3.人権に関する基幹職の役割

新任経営職研修

- 1.世間一般の人権に関する動きについて
- 2.当社の人権問題に対する取組み
- 3.身近な人権問題について
- 4.経営職の役割

新任指導職研修

- 1.世の中の人権問題に対する関心の高まり
- 2.当社の人権問題への取組みと具体的な人権問題

新任支店長研修

- 1.職場の身近な人権問題について
- 2.なぜ、企業は人権問題に取り組むのか
- 3.世の中の人権問題に対する関心の高まり
- 4.当社の人権啓発推進体制
- 5.社内での人権やマナーに関する問題点
- 6.支店長の役割

人権啓発推進委員研修

- 1.講演
- 2.身近な人権問題
- 3.支店別人権啓発研修会の実施要領の説明

野村証券グループ情報交換会

- 1.最近の世間一般の人権問題に対する関心の高まり
- 2.野村証券の人権問題に対する取組み
- 3.各社情報交換

野村証券グループ役員人権啓発研修

- 1.人権問題についての講演



野村証券グループ役員人権啓発研修

雇 用

野村証券グループでは、金融・証券業界の雇用環境や事業の特性を踏まえつつ、各種法規制などを遵守し、国・地域別や、雇用契約別に雇用状況（採用及び離職状況を含む）を把握した上で、それぞれによりふさわしい形で、雇用機会の均等など雇用環境の改善に努めています。

雇用形態

野村証券の主要な雇用形態を挙げると、次のようなものとなります。

総合職掌

営業、企画、開発及び管理等野村証券の基幹的業務に従事し、その担当業務を自己の判断に基づき遂行する職掌です。資格要件として、一種外務員資格の取得が義務づけられています。広範かつ異質な業務に従事することを前提とし、勤務地についても国内外を問わず必要に応じ随時異動対象となります。

一般職掌

総合職掌の職員の指導のもとに、主として補助的または定型的な業務に従事する職掌です。原則として転居を伴う異動はありません。

庶務職掌

自動車運転・社外受渡等の社外活動・運搬等の業務、冷暖房機・ボイラーを取り扱う労働技術を要する業務、店舗・寮・保養所の施設管理を行う業務等限定的な業務に従事する職掌です。原則として転居を伴う異動はありません。

また、原則として転居を伴う異動のない、有期雇用契約の営業専門職として、以下の2種類があります。

ファイナンシャル アドバイザー

富裕層を中心に、エクイティを含めた専門性の高い資産運用のアドバイスをを行います。

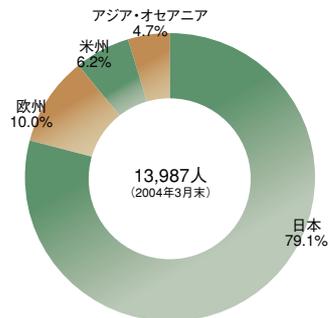
証券貯蓄アドバイザー

幅広いお客様に対し、債券や投信などの貯蓄型商品を中心に、資産運用のアドバイスをを行います。

職掌転換制度

一般職掌として入社後、総合職掌へ転換を希望する職員に対しては「職掌転換制度」という社内公募制度が用意されています。この公募制度は希望者の中から適性と意欲のある職員を選抜し、総合職掌として幅広い業務に携わることで一段とその実力を発揮することを趣旨としています。

野村証券グループの職員数とその地域別割合



人材育成制度

証券業を取り巻く環境は、業務や商品の多様化、高度化、国際化などを受け、日々急激に変化しています。野村証券では、それらに対応した機動性のある人材育成制度をとっています。人材育成を体系的に行うため、「階層別研修」「発令対応研修」「目的別実務研修」の3つのカテゴリーに大別し、各種プログラムを行っています。また、証券業の特性からもOJTを重視、OJTによる部門ごとの専門的な教育と、それを補完する基礎研修である集合研修によって、人材の育成を図っています。

インストラクター制度

新入社員に対する教育としては、先輩社員がインストラクターとなり、OJTを通じた業務指導に当たります。この制度により、業務知識や実践能力の向上など、新入社員の成長を全面的にフォローしています。

社内公募制度

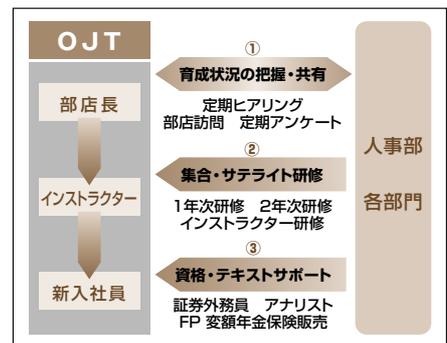
職員一人ひとりのモチベーションアップと、より専門的な業務知識の習得を主体的に行うため、社内公募制度を導入しています。内容には、「海外留学」「金融経済研究所アナリスト」「インベストメント・バンキング部門トレーニー」「ファンド・マネージャー候補者」のコースがあります。海外留学については、1961年から現在まで400名以上を派遣してきました。

IBS (International Business Skill) 研修(英語研修)

国際化する証券業において英語は実務上も必須のスキルです。そのため、ビジネス遂行上必要とされる実践的な英語力を身につけるための研修制度を導入しています。毎年約40名が研修に参加しています。

資格取得制度

証券外務員資格、FP資格、証券アナリスト資格については、当社独自のプログラムによって積極的な支援を行っています。



| 米 国 | 約250名 | MBA | 約210名 |
|-----|-------|-----------------|-------|
| | | ロースクール他 | 約40名 |
| 欧 州 | 約140名 | イギリス (含むMBA) | 約60名 |
| | | ドイツ | 約30名 |
| | | フランス | 約20名 |
| | | その他 | 約30名 |
| アジア | 約40名 | 中国(含む台湾・香港) | 約30名 |
| | | シンガポール | 約10名 |
| その他 | 約20名 | | |

| 役員 | 経営職階 | 基幹職階 | 指導職階 | 業務職階 | |
|-----------------|---------|---------|---------|----------------|---------|
| (グループ) 新任役員研修 | 新任経営職研修 | 新任基幹職研修 | 新任指導職研修 | 2年次研修 1年次研修 | 階層別研修 |
| 新任支店長研修 | | | | | 発令対応 |
| 新任総務課長研修 | | | | | |
| インストラクター研修 | | | | | |
| 変額年金保険販売資格取得研修 | | | | | 目的別実務研修 |
| FP研修 | | | | | |
| コア・スキル研修 | | | | | |
| IB部門ブラッシュアップ研修 | | | | | |
| プレゼンテーション研修(英語) | | | | | |
| 海外初赴任研修 | | | | | 海外・語学研修 |
| IBS研修 | | | | | |

商品及び商品のご提供に関する取り組み

野村証券グループでは、お客様に提供する各種金融商品については、商品の内容について十分に精査を行うとともに、お客様への正確な情報提供、わかりやすい表示・ご案内に努めています。また、商品の勧誘にあたっては、お客様の金融商品に関する知識や、財産の状況等を総合的に勘案し、また、お客様自身に適切な投資判断を行っていただくため、十分かつ正確な説明を行うなど、証券取引法をはじめとした各業種に応じた法令諸規則を遵守した勧誘を行っています。このように、野村証券グループでは、商品の組成、情報の提供、勧誘のそれぞれの場面において、金融・証券ビジネスに携わる者としてふさわしいサービス提供を責務としています。

野村証券における具体的な取り組み

野村証券グループの中核の子会社である野村証券における、商品の組成、情報の提供、勧誘における具体的な取り組みについてご説明します。

商品組成

野村証券では、各商品本部においては適切な商品の組成を行うため、各種ガイドラインを定めています。野村証券で組成せずに販売のみを行う私募商品については、野村証券で商品スキーム及び商品内容の適正性について、十分に審査(デューデリジェンス)を行っています。

情報提供

お客様に野村証券が販売する商品に関する情報を提供するにあたっては、商品内容について正確な情報提供を行うとともに、「金融商品販売法」等の法令諸規則を遵守し、商品のリスクについて適切な説明を行っています。

また、文書による情報提供については、日本証券業協会の定める「広告等に関する指針」に基づき、社内で「お客様向け資料作成ガイドライン」を制定し、当該ガイドラインに沿って十分に審査を行った資料の提供を行っています。

勧誘

お客様への商品の勧誘にあたっては、野村証券の「勧誘方針」に則り、あらかじめ、お客様よりご投資方針やご投資経験、ご資産の状況についてお伺いし、これを十分に把握したうえで、商品をご案内しています。また、お客様のご迷惑とならないよう、勧誘を行う時間帯、場所、方法等について十分配慮しています。

特に、新規公開株式等の勧誘・販売については、「販売に関する基本方針」として公表している通り、お客様の様々な状況を総合的に考慮し、特定のお客様に過度に集中した販売が行われることのないように配分回数・配分額について一定のガイドラインを設け、公正・公平を旨とした勧誘・販売を行っています。



野村証券の勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」、「証券取引法」、その他関係諸法令・諸規則を遵守し、以下の方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

- 1.お客様の金融商品に関する知識や、投資経験・財産の状況・投資目的等のお伺いいたしました事項を総合的に勘案し、適切な勧誘・アドバイスに努めます。
- 2.お客様に「金融商品の販売等に関する法律」に係る重要事項を正しくご理解いただくことに努めます。また、お客様ご自身に適切な投資判断を行っていただくために、商品内容やリスク等について十分かつ正確なご説明を行うことに努めます。
- 3.お客様の誤解を招くことがないよう、正確な情報を提供することに努めます。
- 4.お客様からのお問い合わせには、迅速かつ適切な対応に努めます。また、お客様のご意見・ご要望を真摯に受け止め、勧誘・アドバイスに活かしてまいります。
- 5.お客様のご迷惑とならないよう、勧誘・アドバイスをを行う時間帯、場所、方法について十分に配慮いたします。
- 6.お客様に適正な勧誘・アドバイスを行うため、社内教育・研修の充実に努めます。
- 7.口頭での説明はもちろんのこと、野村ホームページ、野村ホームトレード上においても、お客様にとってわかりやすい適切な表示・ご案内を行うよう努めます。

オフィスにおける環境保全活動

野村証券グループは、各事業所における事業活動に関係して発生する環境負荷の低減に向けて、役職員一丸となって取り組んでいきます。

野村証券株式会社をはじめとする国内子会社、ならびに28カ国におよぶ海外ネットワークにおいて業務を行っており、それぞれのオフィス活動に関わる環境負荷について責任を常に意識し、その低減に向けて役職員一人ひとりが積極的に取り組んでいます。現在、全社的なマネジメントシステムの構築に向けて準備を進めていますが、これまでも省エネルギーや廃棄物の削減に取り組んできました。

温暖化防止に関する取り組み

事業活動に伴う最大の環境負荷は電力の消費です。そのため、オフィス内で可能な限りの省エネルギーに努めています。

電力消費低減への取り組み

電力消費の低減は、一斉消灯や部分消灯、空調機の運用時間の削減など運用に関わる取り組みを行う一方、蛍光灯や空調機などの設備更新時に環境負荷の低い設備を選定し設置するグリーン購入についても行っています。

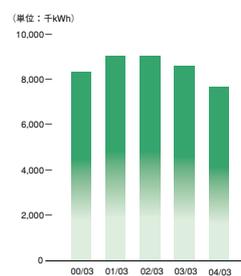
燃料の削減

日々の営業活動において、役職員の移動はどうしても避けられません。野村証券グループでは、通勤を含め、公共交通機関の利用を推進しています。また、野村証券で利用しているリースによる営業車については、2003年度現在、国土交通省認定の低排出ガス車の導入割合が約47%となっています。今後もリース期間満了時に、低排出ガス車に切り替え、さらに、一部ハイブリッド車の導入も進めます。2004年度には、20台のハイブリッド車を導入予定です。

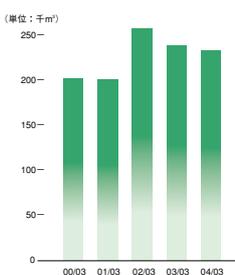
その他の取り組み

事業活動に関する様々な情報の効率的な扱いは、ビジネスにとっても環境負荷の面からも大変重要です。野村証券では、海外とのテレビ会議や通信衛星を用いた国内支店への一斉放映テレビシステムによる研修などの利用を進め、移動にかかる時間・エネルギーの削減を図っています。

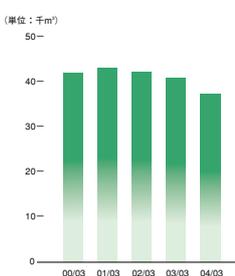
電力使用量



ガス使用量



水道使用量



※数値データ集計範囲は、野村本社ビル

廃棄物の削減

社内分別の徹底による埋立分量ゼロの取り組みを進めています。全社でイントラネットの利便性向上などにより、社内書類を電子化し、業務に伴う紙類の使用を削減しました。また、2003年度からは一般ごみに加えて産業廃棄物に関する統計数値に算入しています。

建設・内装、備品類などに関わる配慮

備品・什器に関しては、導入時にリユースに関する配慮をし、部門で使用しなくなったものをリスト化して管理しています。これにより、他部署で引き続き再利用でき、廃棄物削減にも寄与しています。また、室内内装工事などを行う場合についても、使用原材料や工事廃棄物への配慮を行い、環境負荷の削減を図っています。

グリーン購入の推進

グリーン購入に関しては、文具、オフィス用品などを各部署で選択・購入する場合に、より環境に配慮した製品を選べるようにその情報を提供しています。また、OA機器等の導入についてもSOYインキを使えるものを選択するなどトップランナー方式に見合ったグリーン購入を進めています。

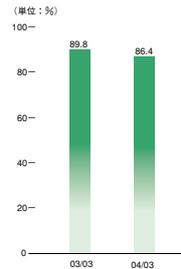
有害物質に関する考え方

野村証券グループでは、事業所などの設備の一部に含まれていたPCBやフロン及びアスベストなどについて、法規制などを遵守し、適正な処理を行っています。

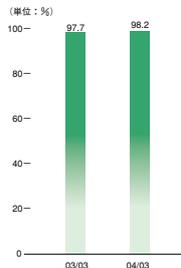
無料巡回バス「メトロリンク日本橋」への協賛

野村証券本社がある東京・日本橋において、2004年3月から巡回バスの運行が始まりました。このバスは、電気モーターを駆動させて走るハイブリッド方式の環境に優しいタービンEVバスです。野村証券では、環境に配慮した公共交通機関という趣旨に賛同し、地域のみなさまと共同でこのバスの運行を協賛しています。

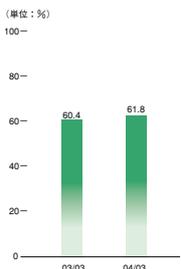
廃棄物リサイクル率



紙類リサイクル率



グリーン購入製品比率



※数値データ集計範囲は、野村本社ビル



「自分たちで出すゴミはできる限りリサイクルしたい」「紙類のリサイクル以外にも何かできることはないか」と考え、2003年4月より社員食堂から出る生ごみのリサイクルをはじめました。また、ペットボトルのリサイクルについては、その過程を検証し、2003年8月からは最終処分方法の適切な工場へ持ち込むことに改めました。今後は、リサイクルだけではなく、リデュース、リユースにも積極的に取り組んでいきたいと思ひます。



第三者意見 「CSRレポート2004」について



京都大学経済研究所所長
佐和 隆光

「20世紀はどんな世紀だったのか」と問われれば、ちゅうちょなく私は「経済発展・成長の世紀だった」と答える。科学技術の革新も、社会構造の改革も、その他なにもかもが、経済発展・成長に寄与してはじめて「有意義」との評価を授かった。さて、21世紀において私たちが目指すべきなのは、本レポートの随所に登場する「持続可能な豊かな社会」である。「持続可能な発展」とは「将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすような発展」を意味する。企業の事業展開のために必要な資金の循環をナビゲートするのが、証券業の重要な役割の一つである。野村証券グループの事業展開が「持続可能な豊かな社会」の実現に寄与するか否かの見極めを、資金循環をナビゲートする際の有力な指針の一つとしてもらいたい。

従来、「豊かさ」は所得や富の大きさを物差しとして測られてきた。しかし21世紀の「豊かさ」は、自然環境、教育、文化、芸術など多面的な物差しで測られるようになるはずだ。一人当たり国内総生産で測る限り、世界に冠たる存在となった日本も、21世紀型「豊かさ」を基準にとれば、先進国の中でかなりの下位に落ち込まざるを得まい。野村証券グループが、早くから21世紀の行く末を的確に見すえて、教育、文化、芸術への支援活動を地道に続けて来られ、日本を「豊かな社会」にするための礎石を築かれたという偉業に対して、心よりの敬意を表する次第であり、今後も積極的に取り組んでいただきたい。

本レポートの冒頭で、古賀社長は「証券業は変化対応業である」と語っておられる。確かに、20世紀はユートピア(想像上の理想郷)を求めて邁進する時代だったのに対し、21世紀は「ユートピアなき

時代」となるだろう。そのとき、個人、企業、国家の盛衰は、頻発する「変化」を先取りし、それへの的確かつ迅速な「適応」を成し遂げ得るか否かにかかってくる。変化への適応を積み重ねるうちに、企業も国家も、見紛うほどの様変わりをおのずから遂げる。それがユートピアなき21世紀の「改革」にほかならない。グローバル化という言葉がレポートの随所に登場するが、90年代以降に進行中のグローバル化は抗い難い「潮の流れ」であると同時に、グローバル化という変化への適応の道を探ることこそが、今日の企業に求められる喫緊の課題なのである。グローバル化への適応策が本レポートのそこかしこに書き込まれているのは、本レポートの先見性の証の一つである。野村証券グループの事業展開を考えれば、当然のことであろう。

本レポートには「CSRレポート2004」という題名が付されている。昨今、CSR (Corporate Social Responsibility) という言葉が、企業統治の文脈で盛んに用いられるようになり、「企業の社会的責任」という日本語訳がCSRに充てられている。ところが、その意味するところは、必ずしも明確ではない。本レポートが参考としている「GRIのガイドライン」は、組織の持続可能性報告の枠組みとして、トリプルボトムライン(経済、社会、環境)のパフォーマンスを明記することを推奨している。このガイドラインに則ってCSRレポートを作成する企業は少なくないが、たんに自社の「良き」パフォーマンスを報告するにとどまり、組織・社会の持続可能性にまで踏み込んだレポートはきわめて数少ない。実際、CSRレポートに記載されているデータが、偶々の「良き」一例に過ぎないのか、それともグループ全体に組織的にビルトインされたものなのか、また、環境保全意識がグループ

の隔々にまで行き渡るような取り組みがなされているのかが、明晰に見えてこないレポートが少なくない。

可能な限り情報を開示した上で、読者の批判を真摯に受け止めるという、野村証券グループの謙虚な姿勢が、本レポートから読み取られるのはまことに好ましいことである。のみならず、情報開示と他者の批判を謙虚に受け止め自己革新を今後とも継続的に図り続けるという決意を、古賀社長みずからが言明されておられることには、読者の一人として大なる好感を抱くことができた。

1998年のノーベル経済学賞受賞者であるインド人経済学者アマルティア・セ

ン氏は、その著『合理的な愚かもの』の中で、企業(家計)は自らの利潤(効用)を最大化することだけを目標にして行動する「合理的な愚かもの」ではなくして、コミットメント(使命感)とシンパシー(他者への思いやり)が、利潤(効用)追求に勝るとも劣らぬ、企業(家計)の行動規範になるのだと述べている。70年代初めに流行し、しばらく影を潜めていた「企業の社会的責任」論がいま一度息を吹き返したのは、21世紀の企業行動が、これまで以上に、コミットメントとシンパシーに重きを置くようになることを示して余りあるだろう。

社外評価

コーポレート・ガバナンス指数 (ISSデータ、2004年7月6日)

当社はMSCI EAFE 指数に採用されている企業の中で上位9.3%の中に含まれています。また、指数に採用されている日本企業の中では1位であり、総合金融セクターの中では上位8.7%の中に含まれています。

| | |
|---------------|-------|
| インデックス・ランキング | 90.7 |
| カントリー・ランキング | 100.0 |
| インダストリー・ランキング | 91.3 |

企業統治インデックス (日本コーポレート・ガバナンス研究所、2003年)

72ポイントで2位のランキングです(最高73ポイント、最低12ポイント、平均37.6ポイント)。

格付情報 (2004年7月14日)

| | 野村ホールディングス | | 野村証券 | |
|---------|------------|-----|------|-----|
| | 長期 | 短期 | 長期 | 短期 |
| S&P | BBB | A・2 | BBB+ | A・2 |
| Moody's | Baa1 | P・2 | A・3 | P・2 |
| R&I | A+ | a・1 | A+ | a・1 |
| JCR | AA | — | AA | — |

GRIガイドライン対照表

1. ビジョンと戦略

| | | |
|-----|------------------------------------|----|
| 1.1 | 持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明 | p1 |
| 1.2 | 報告書の主要要素を表す最高経営責任者（または同等の上級管理職）の声明 | p1 |

2. 報告組織の概要

組織概要

| | | |
|-----|--------------------------------|-----|
| 2.1 | 報告組織の名称 | 表2 |
| 2.2 | 主な製品やサービス。それが適切な場合には、ブランド名も含む。 | 表2 |
| 2.3 | 報告組織の事業構造 | p6 |
| 2.4 | 主要部門、製造部門子会社、系列企業および合併企業の記述 | p6 |
| 2.5 | 事業所の所在国名 | 表2 |
| 2.6 | 企業形態（法的形態） | 表2 |
| 2.7 | 対象市場の特質 | p7 |
| 2.8 | 組織規模 | p18 |
| 2.9 | ステークホルダーのリスト。その特質、および報告組織との関係。 | p7 |

報告書の範囲

| | | |
|------|---|-----|
| 2.10 | 報告書に関する問い合わせ先。電子メールやホームページアドレスなど。 | p47 |
| 2.11 | 記載情報の報告期間（年度／暦年など） | 表2 |
| 2.12 | 前回の報告書の発行日（該当する場合） | － |
| 2.13 | 報告組織の範囲と、もしあれば報告内容の範囲 | 表2 |
| 2.14 | 前回の報告書以降に発生した重大な変更 | － |
| 2.15 | 時系列での、また報告組織での比較に重大な影響を与えうる報告上の基礎的事柄 | － |
| 2.16 | 以前発行した報告書に含まれている情報について、報告しなかつた場合、再報告の性質、効果および理由 | － |

報告書の概要

| | | |
|------|---|-----|
| 2.17 | 報告書作成に際しGRIの原則または規定を適用しない旨の決定の記述。 | － |
| 2.18 | 経済・環境・社会的コストと効果の算出に使用された規準／定義。 | － |
| 2.19 | 主要な経済・環境・社会情報に適用されている測定手法の、前回報告書発行以降の大きな変更。 | － |
| 2.20 | 持続可能性報告書に必要な、正確性、網羅性、信頼性を増進し保証するための方針と組織の取り組み。 | p8 |
| 2.21 | 報告書全体についての第三者保証書を付帯することに関する方針と現行の取り組み。 | p4 |
| 2.22 | 報告書利用者が、個別施設の情報も含め、組織の活動の経済・環境・社会的側面に関する追加情報報告書入手できる方法。 | p47 |

3. 統治構造とマネジメントシステム

構造と統治

| | | |
|-----|--|--------|
| 3.1 | 組織の統治構造。取締役会の下にある、戦略設定と組織の監督に責任を持つ主要委員会を含む。 | p11 |
| 3.2 | 取締役会構成員のうち、独立している取締役、執行権を持たない取締役の割合（百分率） | p11 |
| 3.3 | 環境および社会的な面でのリスクと機会に関連した課題を含めて、組織の戦略の方向を導くための専門的知見が必要であるが、そのような知見を持った取締役選任プロセス。 | |
| 3.4 | 組織の経済・環境・社会的なリスクや機会を特定し管理するための、取締役会レベルにおける監督プロセス。 | p10-15 |
| 3.5 | 役員報酬と、組織の財務的ならびに非財務的な目標（環境パフォーマンス、労働慣行など）の達成度との相関。 | |
| 3.6 | 経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針の、監督、実施、監査に責任を持つ組織構造と主務者。 | p10-15 |
| 3.7 | 組織の使命と価値の声明。組織内で開発された行動規範または原則。経済・環境・社会各パフォーマンスにかかわる方針とその実行についての方針。 | p10-15 |
| 3.8 | 取締役会への株主による勧告ないし指導のメカニズム。 | |

ステークホルダーの参画

| | | |
|------|--|-----------|
| 3.9 | 主要ステークホルダーの定義および選出の根拠。 | p7,p10-15 |
| 3.10 | ステークホルダーとの協議の手法。協議の種類別ごとに、またステークホルダーのグループごとに協議頻度に換算して報告。 | p10-15 |
| 3.11 | ステークホルダーとの協議から生じた情報の種類。 | |
| 3.12 | ステークホルダーの参画からもたらされる情報の活用状況。 | |

統括的方针およびマネジメントシステム

| | | |
|------|--|--------|
| 3.13 | 組織が予防的アプローチまたは予防原則を採用しているのか、また、採用している場合はその方法の説明。 | p10-15 |
| 3.14 | 組織が任意に参加、または支援している、外部で作成された経済・環境・社会的検証 | |
| 3.15 | 産業および業界団体、あるいは国内／国際的な提言団体の会員になっているもののうちの主なもの | p47 |
| 3.16 | 上流および下流部門での影響を管理するための方針とシステム。 | |
| 3.17 | 自己の活動の結果、間接的に生じる経済・環境・社会的影響を管理するための報告組織としての取り組み。 | p18-41 |
| 3.18 | 報告期間内における、所在地または事業内容の変更に関する主要な決定。 | － |
| 3.19 | 経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順。 | p18-41 |
| 3.20 | 経済・環境・社会的マネジメントシステムに関わる認証状況。 | |

経済的パフォーマンス

| | | |
|-------|--|------------|
| EC1. | 総売上上げ | p18 |
| EC2. | 市場の地域別内訳 | see annual |
| EC3. | 製品、資材、サービスなど全調達品の総コスト。 | see annual |
| EC4. | 違約条項の適用なしに、合意済みの条件で支払い済みの契約件数のパーセンテージ。 | see annual |
| EC5. | 給与と給付金（時間給、年金その他の給付金と退職金も含む）総支払額の国ないし地域ごとの内訳。 | see annual |
| EC6. | 債務と借入金について利子ごとに分類された投資家への配当、また株式のすべてのカテゴリごとに分類された配当・優先配当金の遅延も含む。 | see annual |
| EC7. | 期末時点での内部留保の増減 | see annual |
| EC8. | 支払税額の種類別についての国別の内訳 | see annual |
| EC9. | 助成金等についての国ないし地域別の内訳 | p31 |
| EC10. | 地域社会、市民団体、その他の団体への寄付。金銭と物品別に付けた寄付先団体タイプごとの寄付額の内訳。 | p31 |

環境パフォーマンス

| | | |
|-------|---|-----|
| EN1. | 水の使用量を除いた、原材料の種類別総物質使用量。 | |
| EN2. | 外部から報告組織に持ち込まれた廃棄物(処理、未処理を問わず)が、製品作りの原材料として使用された割合。 | |
| EN3. | 直接的エネルギー使用量。 | p40 |
| EN4. | 間接的エネルギー使用量。 | |
| EN5. | 水の総使用量。 | p40 |
| EN6. | 生物多様性の高い地域に所有、賃借、管理している土地の所在と面積。 | |
| EN7. | 陸上、淡水域、海洋において報告組織が行う活動や提供する製品とサービスによって発生する生物多様性への主な影響の内容。 | |
| EN8. | 温室効果ガス排出量(CO ₂ ,CH ₄ ,N ₂ O,HFCs,PFCs,SF ₆)。 | |
| EN9. | オゾン層破壊物質の使用量と排出量 | |
| EN10. | NOx, SOx, その他の重要な放出物(タイプ別)。 | |
| EN11. | 種類別と処理方法別の廃棄物総量。 | p41 |
| EN12. | 種類別の主要な排水。 | |
| EN13. | 化学物質、石油および燃料の重大な漏出について、全件数と漏出量。 | - |
| EN14. | 主要製品およびサービスの主な環境影響。 | |
| EN15. | 製品使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比、および実際に再生利用された比率。 | |
| EN16. | 環境に関する国際的な宣言/協定/条約、全国レベルの規制、地方レベルの規制の違反に対する付帯の義務と罰金。 | |

社会的パフォーマンス指標

| | | |
|---------|--|---------------|
| LA1. | 労働力の内訳 | p37 |
| LA2. | 雇用創出総計と平均離職率を地域・国別に区分。 | |
| (LA12.) | 従業員に対する法定以上の福利厚生 | p34-35 |
| LA3. | 独立した労働組合もしくは真に従業員を代表する者・団体の従業員代表によりカバーされている従業員の地理的な割合。または団体交渉協定によりカバーされている従業員の地域・国別の割合。 | |
| LA4. | 報告組織の運営に関する変更(例:リストラクチャリング)の際の従業員への情報提供、協議、交渉に関する方針と手順。 | p34 |
| (LA13.) | 意志決定および経営(企業統治を含む)に正規従業員が参画するための規定。 | p10-15 |
| LA5. | 労働災害および職業性疾患に関する記録・通知の慣行、ならびに「労働災害と職業病の記録と通知に関するILO行動規範」への整合性。 | p34-35 |
| LA6. | 経営陣と労働者代表からなる公式の合同安全衛生委員会の記述と、この様な委員会が対象としている従業員の割合。 | |
| LA7. | 一般的な疾病、病欠、欠勤率、および業務上の死亡者数(下請け従業員を含む)。 | |
| LA8. | HIV/AIDSについての方針およびプログラム(職域についてだけでなく全般的なもの) | p35 |
| LA9. | 従業員当たりの職位・職域別年間平均研修時間。 | p38 |
| (LA16.) | 雇用適正を持ち続けるための従業員支援および職務終了への対処プログラムの記述。 | p38 |
| (LA17.) | 技能管理または生涯学習のための特別方針とプログラム。 | p38 |
| LA10. | 機会均等に関する方針やプログラムと、その施行状況を保証する監視システムおよびその結果の記述。 | p37 |
| LA11. | 上級管理職および企業統治機関(取締役会を含む)の構成。男女比率及びその他、多様性を示す文化的に適切な指標を含む。 | |
| HR1. | 業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順に関する記述(監視システムとその結果を含む)。 | p16-17, 34-37 |
| HR2. | 投資および調達に関する意志決定(供給業者・請負業者の選定を含む)の中に人権に与える影響への配慮が含まれているか否かの立証。 | p16-17, 23 |
| HR3. | サプライチェーンや請負業者における人権パフォーマンスの評価と取り組みに関する方針と手順(監視システムとその結果を含む)の記述。 | p16-17, 23 |
| (HR8.) | 業務上の人権問題の全側面に関する方針と手順についての従業員研修。 | p36 |
| HR4. | 業務上のあらゆる差別の撤廃に関するグローバルな方針、手順、プログラムの記述(監視システムとその結果を含む)。 | p16-17, 36 |
| HR5. | 組合結成の自由に関する方針と、この方針が地域法から独立して国際的に適用される範囲の記述。またこれらの問題に取り組むための手順・プログラムの記述。 | |
| HR6. | ILO条約第138号で規定されている児童労働の撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述。 | |
| HR7. | 強制・義務労働撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述。 | p16-17, 34-35 |
| (HR9.) | 不眠申し立てについての業務慣行(人権問題を含むが、それに限定されない)の記述。 | p12-13 |
| (HR10.) | 報復防止措置と、実効的な秘密保持・苦情処理システムの記述(人権への影響を含むが、それに限定されない)。 | p12-13 |
| (HR12.) | 先住民のニーズに取り組む方針、ガイドライン、手順についての記述。 | p16-17 |
| (HR13.) | 共同運営している地域苦情処理制度/管轄機関の記述。 | P13 |
| SO1. | 組織の活動により影響を受ける地域への影響管理方針、またそれらの問題に取り組むための手順と計画(監視システムとその結果を含む)の記述。 | p16-17, 26-33 |
| (SO4.) | 社会的、倫理、環境パフォーマンスに関する表彰 | p30 |
| SO2. | 贈収賄と汚職に関する方針、手順/マネジメントシステムと組織と従業員の遵守システムの記述。 | p16-17 |
| SO3. | 政治的なロビー活動や献金に関する方針、手順/マネジメントシステムと遵守システムの記述。 | |
| (SO7.) | 不正競争行為を防ぐための組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述。 | p16-17 |
| PR1. | 製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する方針、この方針が明白に述べられ適用されている範囲、またこの問題を扱うための手順/プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述。 | p16-17 |
| PR2. | 商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述。 | p39 |
| (PR8.) | 顧客満足度に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システム(顧客満足度調査の結果を含む)の記述。 | p16-17, 19 |
| (PR9.) | 広告に関する規程や自主規範の遵守システムに関する方針、手順・マネジメントの記述。 | p39 |
| (PR10.) | 広告、マーケティングに関する法律違反の件数と類型。 | p39 |
| PR3. | 消費者のプライバシー保護に関する、方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述。 | p15-19 |
| (PR11.) | 消費者のプライバシー侵害に関して正当な根拠のある苦情件数。 | - |

※「-」は、該当しない項目。「see annual」は、アニュアルレポート、有価証券報告書、SEC提出資料などに記載している項目。薄字は、未報告の項目。

沿革

- 1925 株式会社大阪野村銀行の証券部を分離して設立
- 1926 公社債専門業者として営業開始
- 1927 ニューヨーク出張所開設
- 1938 株式業務の認可を受ける
- 1941 わが国最初の投資信託業務の認可を受ける
- 1946 本店を東京都に移転
- 1948 証券取引法に基づく証券業者として登録
- 1949 東京証券取引所正会員となる
- 1951 証券投資信託法に基づく委託会社の免許を受ける
- 1960 証券代行業務を東洋信託銀行株式会社に営業譲渡、野村証券投資信託委託株式会社（1997年10月、野村投資顧問株式会社と合併し、野村アセット・マネジメント投信株式会社となる）の設立にともない、証券投資信託の委託業務を営業譲渡
- 1961 当社株式を東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所に上場
- 1965 調査部を分離独立させて、株式会社野村総合研究所を設立（1988年1月、野村コンピュータシステム株式会社と合併）
- 1968 改正証券取引法に基づく総合証券会社の免許を受ける
- 1969 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.、ボストン証券取引所の会員権を取得
- 1981 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.、ニューヨーク証券取引所の会員権を取得
- 1986 ノムラ・インターナショナルLtd.、ロンドン証券取引所の会員権を取得
- 1993 野村信託銀行株式会社設立
- 1997 株式会社野村総合研究所のリーサーチ部門を吸収し、金融研究所設立
- 1998 証券取引法の改正に伴ない、内閣総理大臣の登録を受けた証券会社となる
- 2000 野村アセット・マネジメント投信株式会社の株式を追加取得し、子会社化
- 2001 持株会社への移行に際し、会社分割を行い、証券会社子会社の名称を野村証券株式会社とし、持株会社の名称を野村ホールディングス株式会社として、野村ホールディングス株式会社と野村証券株式会社に機能を分割
- 2001 当社ADRをニューヨーク証券取引所に上場
- 2003 委員会等設置会社へ移行
- 2004 株式会社野村資本市場研究所を設立



野村証券創立当時の本店



免許制施行



ニューヨーク証券取引所に上場

CSR担当より

CSR=企業の社会的責任が強く問われるようになり、日本においても多くの企業が取り組みを進めています。しかし、一方ではCSRそのものの明確な定義が定まらないまま、企業はその言葉に追われ、手探りを続けているのだという見方もあります。このような状況のなか、今回、野村証券グループが「CSRレポート2004」を発行したのは、金融機関として重い責任を担い、より透明性を求められていること、そしてなによりも事業のなかでCSRの観点からの投資商品を扱う立場から、その重要性を認識したからでした。企業情報をできる限り開示していくことは、その企業の価値を高め、さまざまなステイクホルダーの利益に繋がり、ひいては持続可能な豊かな社会に貢献することになっていきます。野村証券グループとその業務をご理解いただき、評価をしていただくための新たなツールの一つがこの「CSRレポート2004」と考えています。

本レポートの制作過程を通じ、経済・環境・社会という、いわゆるトリプルボトムラインに沿ったグループの情報をつぶさにあたっていくと、取り組むべき課題がまだまだあることが明らかになってきました。たとえば、環境保全に関するグループ全体としての取り組みです。持続可能な豊か

な社会実現のためには、CO₂の削減をはじめ環境保全に対する真剣な取り組みは必須です。海外の事業所を含めグループ全役職員がその意識を高め、実践していくためのシステムづくりにもCSR担当執行役として率先して取り組みたいと考えています。また、社会的側面につきましても、法令等の遵守という枠を越えた積極的な取り組みも必要だと認識を新たにしました。

本レポート以外でも、ホームページをはじめその他の媒体を通じて、企業市民としての取り組みを逐次お知らせしていきます。また、ステイクホルダーのみなさまからの多くのご意見を頂戴し、事業活動はもとより企業の社会的責任への取り組みに反映していくことも考えなければなりません。今回、この「CSRレポート2004」を発行するに当たり、京都大学経済研究所所長の佐和教授に第三者の立場から貴重なご意見をいただきました。この場を借りて感謝するとともに、その内容を充分にくみ取り、野村証券グループは今一度、企業市民としての襟を正し、社会的責任を果たしていきたいと考えています。

野村ホールディングス株式会社 執行役 田中 浩

CSRレポートに関連した情報については、以下のツールもしくはホームページでもご覧いただけます。

「アニュアルレポート」2004/7
「野村証券グループの社会活動報告」2003/7
「野村証券グループ報告書」2004/5

参加諸団体

野村証券グループは、経済団体、業界団体などに参加し、積極的に活動しています。

社団法人 日本経済団体連合会
日本証券業協会
社団法人 投資信託協会
社団法人 日本証券投資顧問業協会 他

CSR〈Corporate Social Responsibility〉レポート2004 野村ホールディングス株式会社

編集・発行・問い合わせ
野村証券株式会社
野村証券グループ本部 広報部
東京都中央区日本橋1-9-1
電話 03-3211-1811(大代表)
FAX 03-3278-0687
mail: csr@jp.nomura.com

発行 2004年7月
次回発行予定 2005年7月

本冊子のpdfデータはホームページ
(<http://www.nomuraholdings.com/jp/company/csr/index.html>)
からダウンロードできます。

CSR〈Corporate Social Responsibility〉レポート2004

野村ホールディングス株式会社



【表紙について】

表紙でご紹介している絵画は、野村美術館が所蔵している雪村周継筆による「風濤図」(重要文化財、縦22.2cm×横31.4cm)です。

雪村周継は、室町時代の画家で、雪舟に私淑して、中国風絵画にも長けていました。「風濤図」は、雪村が仕えていた佐竹家に伝来したもので、雪村の代表作の一つです。

「強風が吹き荒れ、怒涛のごとく打ち返す波」、その中を大洋に向かって、敢然と突き進む小さな帆掛け船を描いたこの絵を、創業者野村徳七翁は、非常に好んだと言われています。この絵は、証券業の持つ本質的な厳しさと、ダイナミズムに向かって挑戦し続けることで社会に貢献することができるという信念、そして「敢然として我等は我等の信ずる道に向かって鋭意奮進すべきである」という精神を象徴したものということが出来ます。

【野村美術館】

野村美術館は、野村証券創業者である野村徳七翁のコレクションをもとに1983年京都東山麓、南禅寺畔に開設。野村徳七翁は、得庵と号して、茶の湯や能に深く傾倒し、多くのコレクションを残しました。
(<http://www.nomura-museum.or.jp/>)